

第四次滋賀県廃棄物処理計画

平成28年7月

滋 賀 県

目次

第1章	計画の趣旨等	
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	2
第4節	計画の対象となる廃棄物	2
第5節	近年の廃棄物政策の動向	3
第2章	本県の現状と課題	
第1節	本県における廃棄物の処理等の状況	4
1	一般廃棄物（ごみ）	4
2	産業廃棄物	6
第2節	第三次滋賀県廃棄物処理計画の達成状況	8
第3節	本県における廃棄物の排出量および処理量に係る将来推計	9
1	一般廃棄物（ごみ）	9
2	産業廃棄物	10
第3章	計画の基本方針および目標	
第1節	基本方針	11
第2節	計画の目標	13
1	目標設定等の考え方	13
2	目標等	13
(1)	減量に係る目標	13
(2)	取組に係る目標	14
(3)	参考指標	15
第4章	計画の目標達成に向けた施策	
第1節	2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進	
1	一般廃棄物（ごみ）のリデュース	17
2	一般廃棄物（ごみ）のリユース	19
3	産業廃棄物のリデュース	20
4	リサイクル（一般廃棄物、産業廃棄物、各種リサイクル法）	20
第2節	県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進	
1	一般廃棄物（ごみ）の適正処理	24
2	生活排水の適正処理	25
3	災害廃棄物の適正処理	26
4	散在性ごみ対策	27
5	産業廃棄物の適正処理	28
6	不法投棄対策等	31
7	旧RDエンジニアリング社最終処分場問題への対応	32
第3節	その他循環型社会の進展につなげる施策の推進	
1	環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）の運用	33
2	公共施設等の老朽化対策	33

3	環境関連産業の振興	33
4	バイオマスの利活用の推進	34
5	環境学習の推進	34
6	環境に配慮した消費者行動の促進	35

第5章 計画の推進体制および進行管理

第1節	推進体制	36
第2節	進行管理	36

資料編

- 1 将来予測と計画の目標値等
- 2 県政世論調査結果
- 3 環境審議会での審議経過等

第1章 計画の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

これまでの社会や経済の発展により、私たちの生活は豊かなものになりましたが、一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムが環境に大きな負荷を与えてきたことから、こうした経済社会システムを見直し、天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成を目指すことが必要となりました。

そのため、国は、平成12年に循環型社会形成推進基本法¹を制定し、同法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」²により、リデュース（Reduce：発生抑制）³、リユース（Reuse：再使用）⁴、リサイクル（Recycle：再生利用）の3Rや適正処理に係る各種施策に取り組むとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正および各種リサイクル法⁵の制定をはじめとする関係法令の整備を進めてきました。

本県においても、「滋賀県環境総合計画」⁶に基づき環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたほか、廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会の形成を推進するため、平成14年3月に「滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、その後、二回の見直しを行いながら、各種施策に取り組んできました。

今般、平成23年8月策定の「第三次滋賀県廃棄物処理計画」（以下「第三次計画」という。）の計画期間が終了することから、これまでの廃棄物処理の状況や第三次計画の目標や施策の達成状況、廃棄物の排出量等に係る将来予測、「第四次滋賀県環境総合計画」、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」やその他の計画・方針等を踏まえ、循環型社会の形成を本県としてより一層進めるための新たな計画として、「第四次滋賀県廃棄物処理計画」を策定しました。

¹ 平成12年に制定された法律で、循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めたもの。

² 循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。平成15年に第一次計画、平成20年に第二次計画、平成25年に第三次計画が閣議決定。

³ 廃棄物の発生自体を抑制すること。ごみになるものを断る・受け取らない行動であるリフューズも本計画では、リデュースの一部として整理。

⁴ いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること。壊れた物を廃棄せず修理（リペア）して再使用することも本計画ではリユースとして整理。

⁵ 本計画では、本文中において、次のとおり略称を使用して記載します（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法））。

⁶ 本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（計画期間は平成26年度から平成30年度まで）。「第四次滋賀県廃棄物処理計画」は、この計画を踏まえて取り組む分野別計画の一つである。

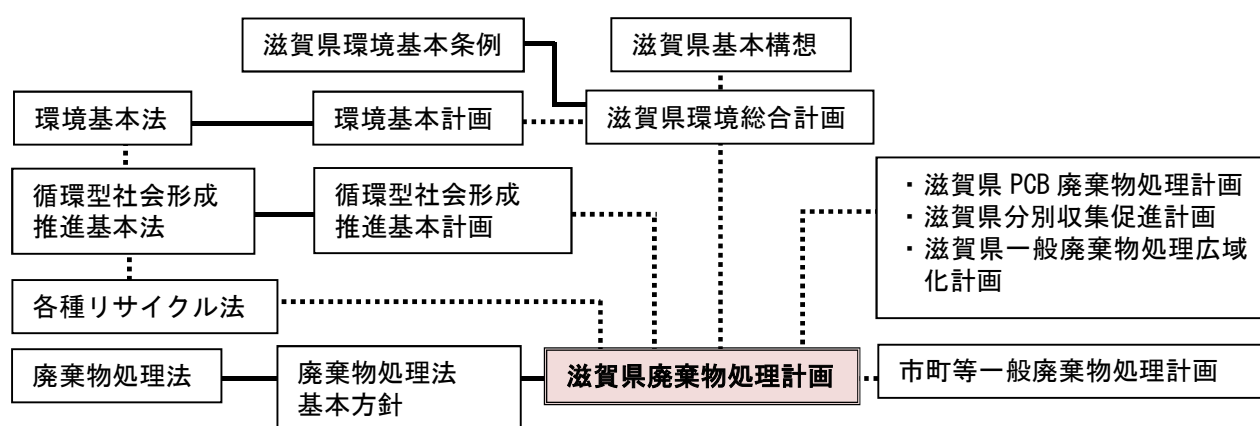
第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定により、都道府県に策定が義務付けられた法定計画であり、同法第5条の2の規定に基づき国が策定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）に即して策定するものです。

本計画は、「滋賀県環境総合計画」や国の関係法令・計画・方針と整合性を図り、本県で取り組むべき廃棄物処理および資源循環に関する施策を総合的に推進するための計画です。

また、各市町等の一般廃棄物処理計画と一体となって取り組むための計画です。

図表1 主な関係法令・関係計画等との関係



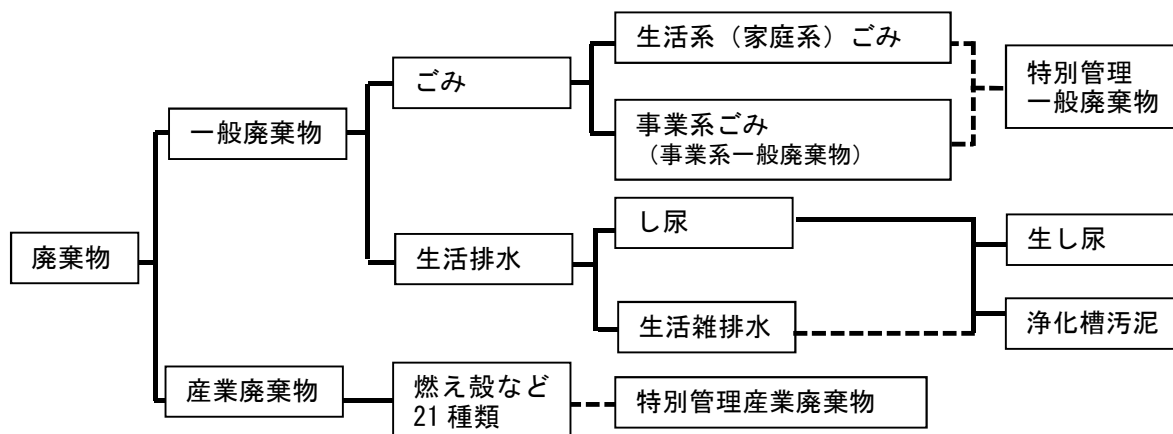
第3節 計画期間

計画期間は策定から5年間とし、目標年度は平成32年度（2020年度）とします。ただし、今後の経済社会情勢の変化や廃棄物処理および資源循環に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

第4節 計画の対象となる廃棄物

本計画で対象となる廃棄物は、全ての一般廃棄物および産業廃棄物とします。

図表2 廃棄物の種類・体系



第5節 近年の廃棄物政策の動向

1 国の動向

平成23年8月の第三次滋賀県廃棄物処理計画の策定以降、国では、平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され、廃棄物の量に着目した施策の進展に加え、循環の質にも着目し、①リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④3R国際協力の推進等を新たな政策の柱とした取組を一層推進することとしています。

また、平成27年8月には廃棄物処理法が改正され、災害時における廃棄物処理について、平時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう、災害廃棄物に係る措置の拡充が図られました。

2 県の動向

県では、平成26年10月に県の環境行政の基本計画である第四次滋賀県環境総合計画を策定しています。この環境総合計画は、目指すべき将来の姿を“「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造”としたうえで、「Ⅰ 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造」、「Ⅱ 琵琶湖環境の再生」、「Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」の3つの基本目標を定め、本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本計画に基づく取組は、滋賀県低炭素社会づくり推進計画に係る取組や環境リスク低減に係る取組とともに、環境総合計画の基本目標の「Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」に向けた取組の一つ（廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップ）に位置付けられるものです。

第2章 本県の現状と課題

第1節 本県における廃棄物の処理等の状況

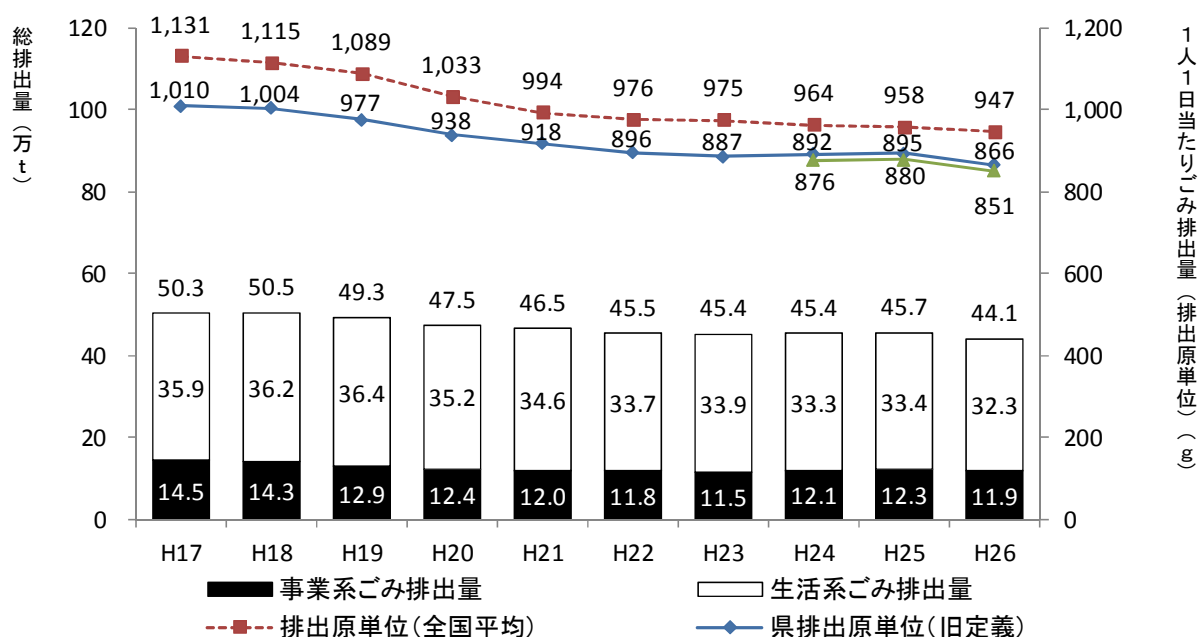
1 一般廃棄物（ごみ）

（排出量）

本県の総排出量および1人1日当たりごみ排出量は平成23年度まで減少が続き、近年やや増加がみられましたが、平成26年度に再び減少しています。総排出量のうち生活系ごみは概ね減少傾向にありますが、事業系ごみが平成23年度以降やや増加がみられます。

平成26年度には、本県の1人1日当たりごみ排出量は866g（旧定義）⁷となり、第三次計画の目標値（910g）は達成しています。

図表3 一般廃棄物の排出量等の推移



（総資源化量・再生利用率）

総資源化量は平成19年度をピークに減少傾向となり、平成22年度から平成25年度まで概ね横ばいでしたが、平成26年度に増加しています。再生利用率（リサイクル率）は、平成19年度から平成25年度まで低下傾向にありましたが、平成26年度に上昇しています。

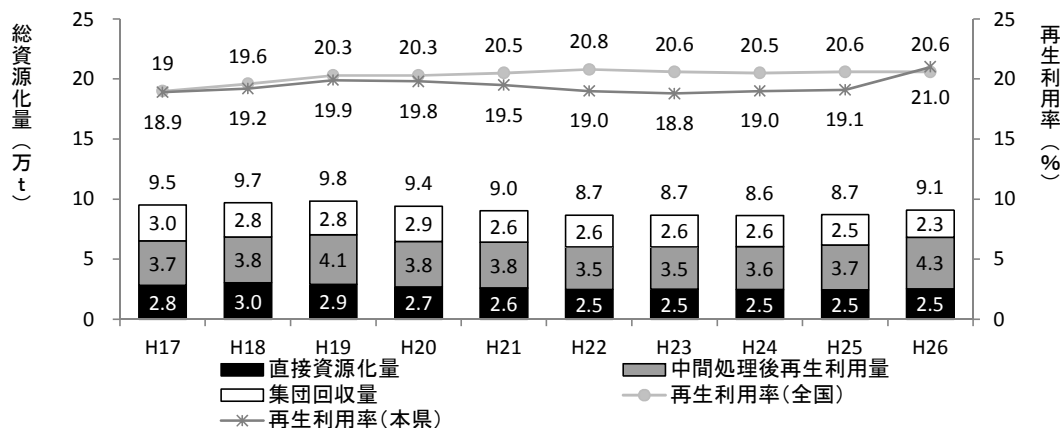
近年、総資源化量の減少や再生利用率の低下がみられた背景には、容器の軽量化や集団回収量の減少、紙媒体の減少、スーパーマーケット等の小売店舗における店頭回収⁸の増加等の影響があると推測されます。

⁷ 「旧定義」とは、外国人人口を含まない総人口をいい、「新定義」とは、外国人人口を含む総人口をいう。

平成24年7月9日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となり、平成24年度から総人口（住民基本台帳人口）に外国人人口を含むこととなったもの（＝新定義）。第三次計画は平成23年度策定のため、旧定義で目標値を設定していることや過去からの推移をわかりやすく示すため、上記の図表では、外国人人口を含まない旧定義の数値の推移を示しています。

⁸ スーパーマーケット等の小売店舗が店舗前で実施する自主的な資源回収の取組をいう。

図表4 一般廃棄物の再生利用率等の推移

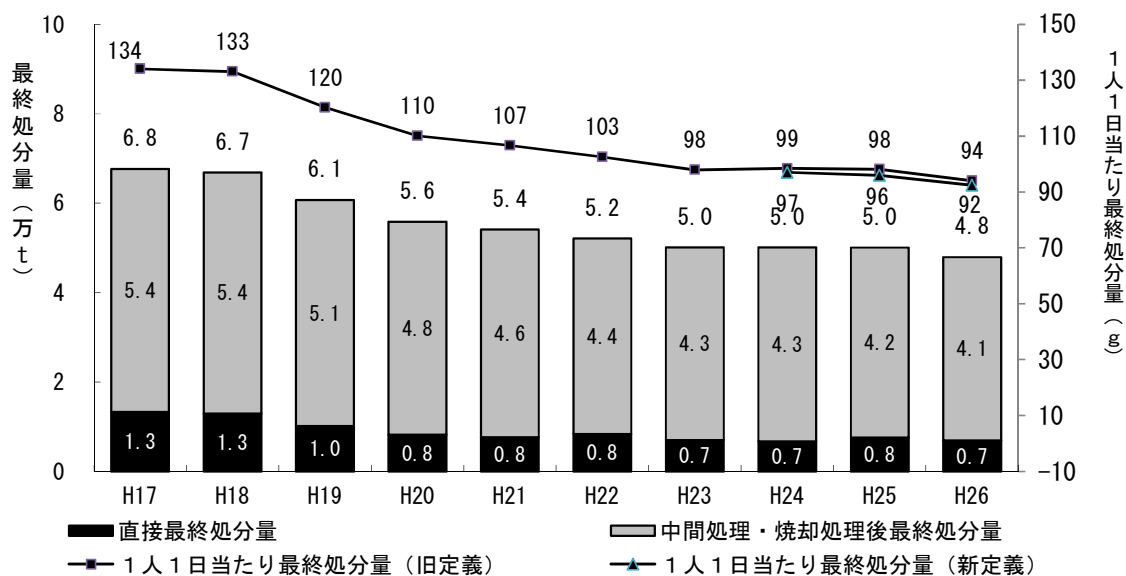


(最終処分量)

平成26年度の最終処分量は約4.8万t、1人1日当たり最終処分量は94g(旧定義)で、概ね減少傾向にあります。

平成26年度実績では第三次計画の目標値(95g)は達成しています。

図表5 一般廃棄物の最終処分量の推移



(市町等の一般廃棄物処理施設)

①一般廃棄物処理施設

稼働中のごみ焼却施設は11施設ありますが、稼働年数が長期にわたる施設が多くなっています。また、余熱利用率は平成26年度実績で68%であり、全国平均92%を大きく下回っています。

図表6 市町等のごみ焼却施設数

処理能力別		炉別式別		稼働年数別		余熱利用別	
100t/日以上	6	全連続	8	10年以下	1	発電	1
50~100t/日	5	准連続	2	10~20年	4	温水・蒸気	6
50t/日未満	0	バッチ	1	20年以上	6	未利用	4
計	11	計	11	計	11	計	11

②最終処分場

稼働中の一般廃棄物最終処分場は 16 施設あり、残余容量は 388,996.8 m³となっています（平成 26 年度末現在）。

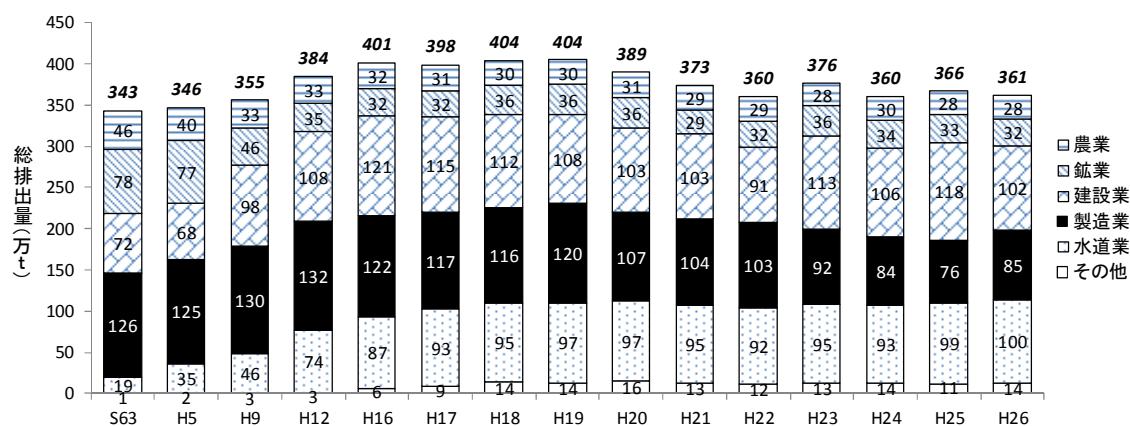
2 産業廃棄物

(排出量)

産業廃棄物の総排出量は、景気動向に左右される面がありますが、平成 26 年度は 361 万 t で、近年概ね横ばいとなっています。

業種別では、建設業が 28%、水道業（下水道業を含む）が 28%、製造業が 24%を占め、種類別では汚泥が 53%、がれき類が 23%を占めています。

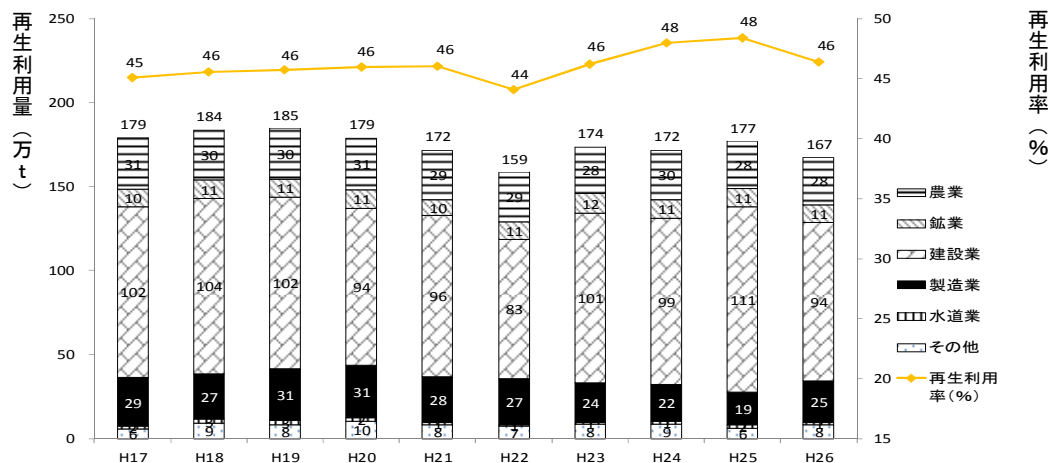
図表 7 産業廃棄物の排出量の推移



(産業廃棄物の再生利用量)

平成 26 年度の産業廃棄物の再生利用量は 167 万 t で、平成 22 年度（159 万 t）以降平成 25 年度まで増加傾向にありましたが再び減少しています。再生利用率は、平成 22 年度（44%）から平成 25 年度（48%）まで上昇傾向にありましたが、平成 26 年度には 46% となり、再び低下しています。これは、再生利用率の高いがれき類の排出量の増減が全体の再生利用率の高低に連動している影響によるものです。

図表 8 産業廃棄物の再生利用量の推移

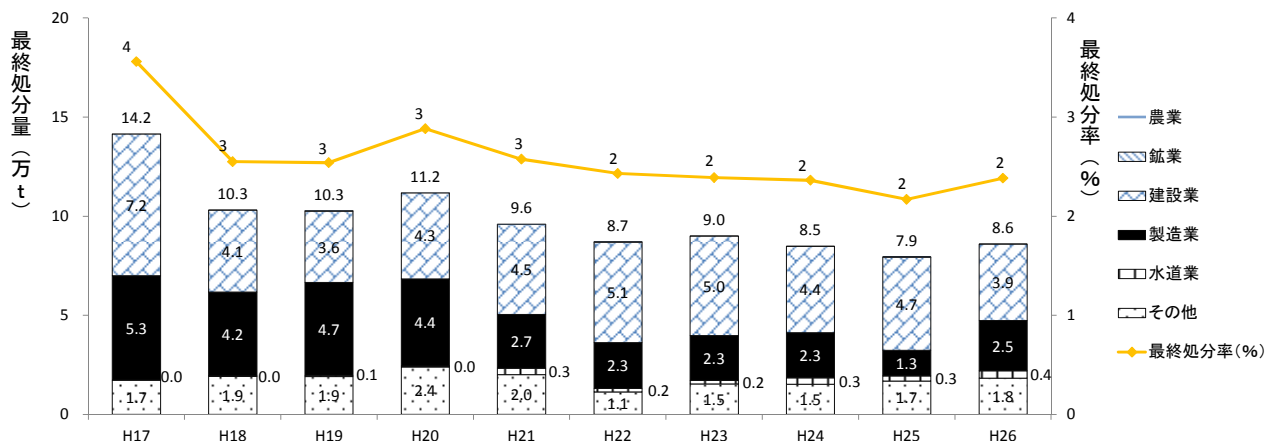


(産業廃棄物の最終処分量)

平成 26 年度の最終処分量は 8.6 万 t で、平成 20 年度 (11.2 万 t) から減少し、第三次計画の目標値 (10 万 t) を達成しています。

平成 26 年度の最終処分率は 2% で、平成 20 年度 (3%) から減少しています。

図表 9 産業廃棄物の最終処分量の推移



(産業廃棄物処理施設)

① 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設は、平成 26 年度末で 140 施設が設置されています。木くずまたはがれき類の破碎施設が多くを占めています。

図表 10 本県の産業廃棄物中間処理施設

施設の種類の種類		施設数	処理能力(区分ごとの合計)	
		H26	単位	H26
焼却施設	汚泥の焼却施設	4	(m ³ /日)	82.9
	廃油の焼却施設	4	(m ³ /日)	184.2
	廃プラスチックの焼却施設	9	(t/日)	56.2
	他の焼却施設	14	(t/日)	373.3
合計		31		-
汚泥の脱水施設		29	(m ³ /日)	1,442.6
汚泥の乾燥施設		2	(m ³ /日)	79.0
廃油の油水分離施設		7	(m ³ /日)	876.2
廃酸・廃アルカリの中和施設		2	(m ³ /日)	168.0
廃プラスチック類の破碎施設		30	(t/日)	2,415.6
木くずまたはがれき類の破碎施設		70	(t/日)	30,735.2
合計		140		-

②最終処分場

県内の最終処分場は、平成 26 年度末で管理型産業廃棄物最終処分場が 1 施設、安定型産業廃棄物最終処分場が 8 施設あります⁹。

最終処分場の残余容量は、管理型が 896,346 m³、安定型が 66,113 m³となっています。

図表 11 本県の産業廃棄物最終処分場

区分		管理型	安定型
		H26	H26
自社処分場	施設数	0	1
	残容積 (m ³)	0	0
処理業者	施設数	0	6
	残容積 (m ³)	0	47,517
公共	施設数	1	1
	残容積 (m ³)	896,346	18,596
合計	施設数	1	8
	残容積 (m ³)	896,346	66,113

第 2 節 第三次滋賀県廃棄物処理計画の達成状況

第三次計画の目標に係る数値の推移は、以下のとおりとなっています。

図表12 第三次計画（現行計画）の数値目標の達成状況

<減量に係る目標>

①一般廃棄物

		実績値								目標値	達成状況
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27	
1人1日当たり ごみ排出量(旧定義)	g	938	918	896	887	892	895	866	—	910	達成
1人1日当たり 最終処分量(旧定義)	g	110	107	103	98	99	98	94	—	95.0	達成

②産業廃棄物

		実績値								目標値	達成状況
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27	
最終処分量	万t	11.2	9.6	8.7	9.0	8.5	7.9	8.6	—	10	達成

<その他取組に係る目標>

		実績値								目標値	達成状況
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27	
マイバッグ持参率 (レジ袋辞退率)	%	—	—	—	49	51.6	89.2	89.7	89.9	80	達成
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率	%	87	100	100	99.7	100	100	100	100	100	達成
電子マニフェスト利用率	%	17.0	24.0	27.5	32.6	36.8	39.6	40.8	—	50	未達成
定点観測による 散在性ごみ個数	個	16	12	14	15	16	11	13	10	12.6	達成
産業廃棄物の 不法投棄に係る解決率	%	69.9	80.3	75.6	77.8	86.4	89.1	85.0	86.8	80	達成

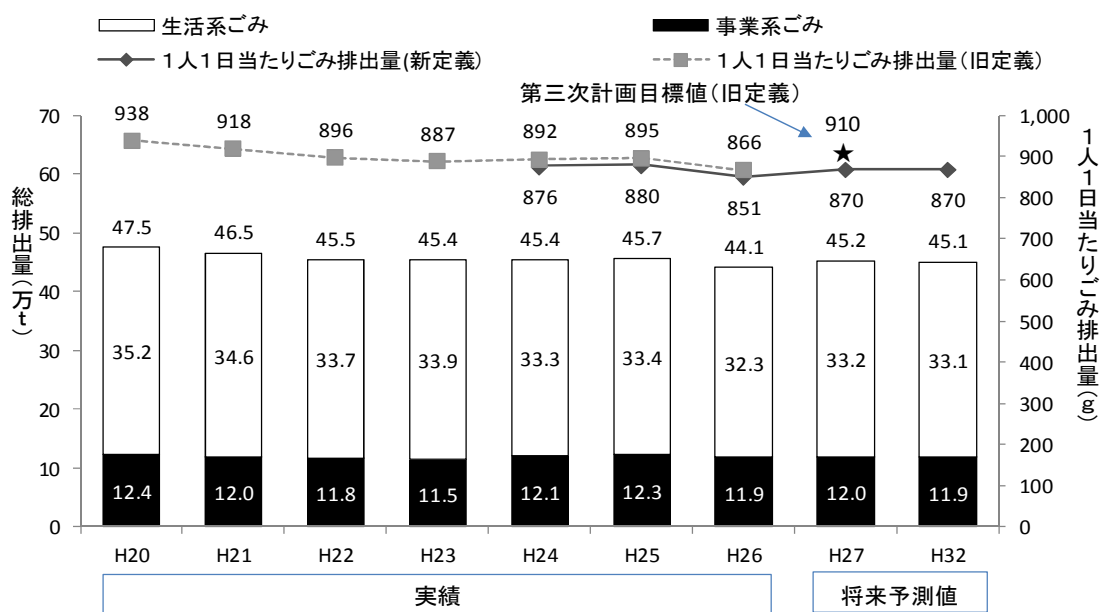
⁹ 最終処分場は、埋め立てられる廃棄物の環境に与える影響の度合により、遮断型、管理型、安定型の3種類に分けられる。安定型とは廃棄物の性状が安定している産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、建設廃材、ガラスくず、陶磁器くず（安定五品目））を埋め立てる最終処分場をいい、遮断型とは、有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん、汚泥、鉍さいなどの有害な産業廃棄物を埋め立てる最終処分場をいい、管理型とは、安定型、遮断型で処分される産業廃棄物以外の廃棄物を埋め立てる最終処分場をいう。

第3節 本県における廃棄物の排出量および処理量に係る将来推計

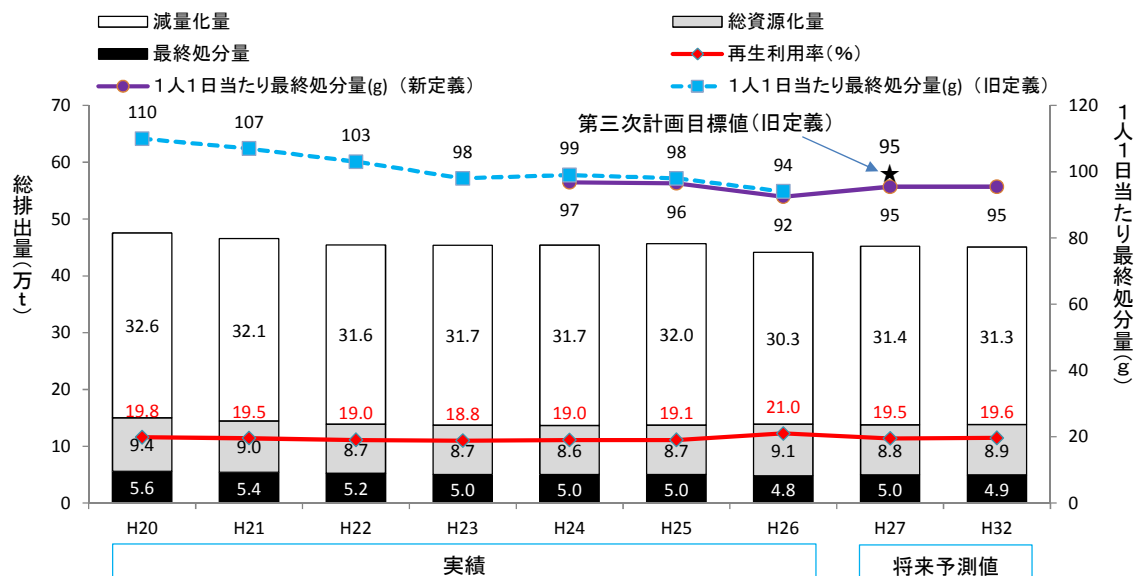
1 一般廃棄物（ごみ）

一般廃棄物の総排出量および処理量は、近年の傾向が継続するものと仮定すると平成32年度に総排出量は約45.1万t、処理量の内訳は減量約31.3万t、総資源化量約8.9万t、最終処分量約4.9万tと推計されます。（推計方法等は資料編に掲載）

図表13 一般廃棄物の排出量の将来見込み



図表14 一般廃棄物の処理量の将来見込み

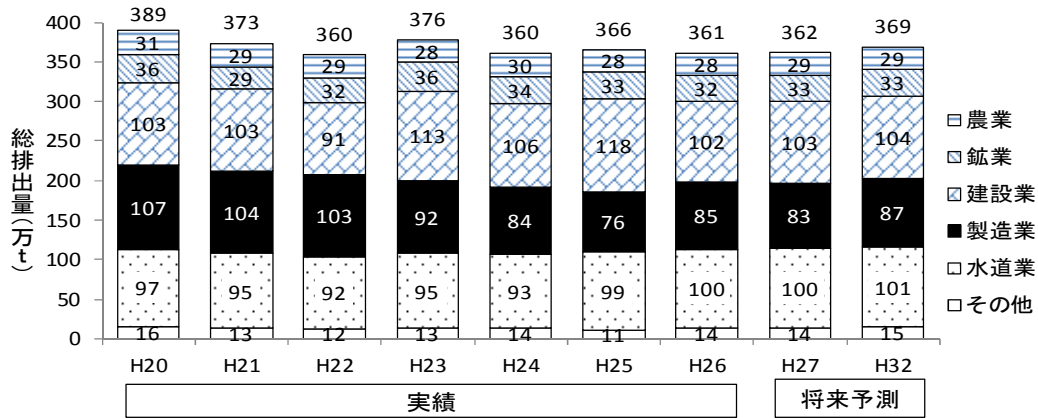


※「旧定義」、「新定義」の説明は、4ページ脚注を参照。

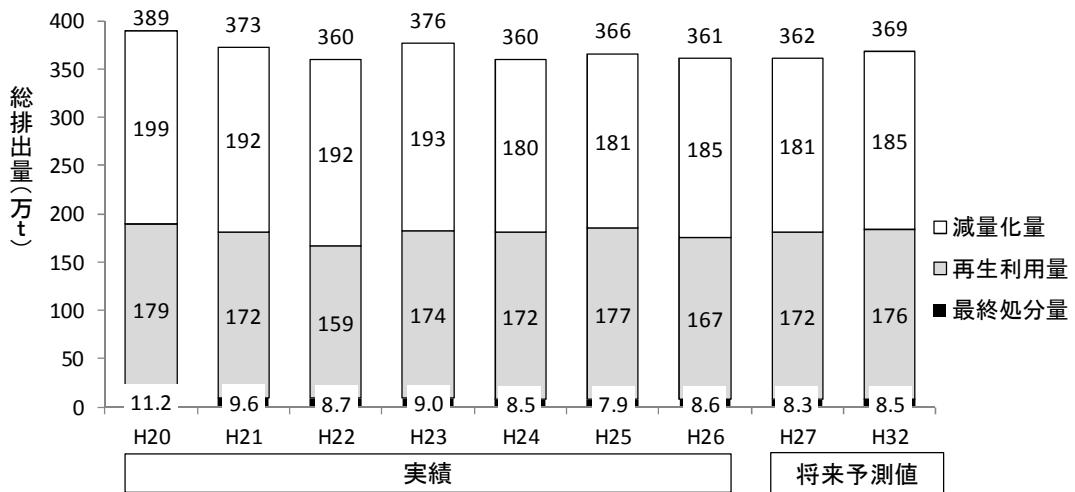
2 産業廃棄物

産業廃棄物の総排出量および処理量は、近年の傾向が継続すると仮定すると、平成32年度に総排出量は約369万t、処理量の内訳は減量約185万t、再生利用量約176万t、最終処分量8.5万tになると推計されます。（推計方法等は資料編に掲載）

図表15 産業廃棄物の総排出量の将来見込み



図表16 産業廃棄物の処理量の将来見込み



第3章 計画の基本方針および目標

第1節 基本方針

1 2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進

廃棄物の排出量は着実に減少しているものの、さらなる排出削減により、環境負荷を低減し、天然資源の消費を抑制するため、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）によって排出量を減少させるとともに、リサイクル（再生利用）によって可能な限り利用して処分量を減少させ、焼却処理せざるを得ない廃棄物についても、温室効果ガスの削減を図るため、その処理に伴うエネルギーを有効に利用していくことが求められます。

また、リサイクルについては、各種リサイクル法の取組が定着化したことや、産業廃棄物の有効利用率¹⁰が9割を超えるなど、取組が進んでいますが、2R（リデュース、リユース）についてはリサイクルと比較すると十分であるとは言えない状況です。加えて、リサイクルには石油・電気・水などの多くの資源やエネルギーが必要となるなど環境負荷がかかる一方でリデュースやリユースは一般に資源やエネルギーを必要とせず環境負荷が小さいものと言えます。こうしたことなどを踏まえると、リサイクルは引き続き進める必要があるものの、今後は2R（リデュース、リユース）の推進がより一層重要と言えます。

そのため、リサイクルに引き続き取り組みつつ、2Rの取組をさらに強化することとし、『より一層のごみ減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けた2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進』を基本方針とします。

2 県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進

廃棄物は、環境負荷を削減し、県民の生活環境への支障がないよう適正な処理が行われる必要があります。そのためには、処理施設等の監視指導や不法投棄等の撲滅に向けた対策の徹底、最終処分場の確保、排出事業者や処理業者に対する普及啓発や電子マニフェストの普及などの取組を進める必要があります。また、災害発生時においても廃棄物の収集・処分が迅速かつ円滑に行われるよう災害廃棄物の処理体制を平時から整えておく必要があります。

こうした廃棄物の適正処理は、県民の安全・安心な暮らしに必要なものであることから、『県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進』を基本方針とします。

3 多様な主体の連携・協働による取組の推進

廃棄物は、私たちの様々な活動から排出されるものであり、本計画に基づく施策の推進に当たっては、廃棄物の減量・資源化の担い手である県民、生産・流通に携わる事業者、廃棄物処理を行う事業者、環境問題やごみ問題に取り組む団体・地域、そして市町・県などの多様な主体が、廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」として捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取り組む必要があります。

本計画の目標達成に向けた施策の実施に当たっては、このことを基本姿勢として取り組ん

¹⁰ 発生量（総排出量のうち汚泥について排出事業所内において脱水した後の量としたもの）のうち、再生利用するために仕向けられた量が「有効利用された量」で、これを発生量で除した数値が「有効利用率」。汚泥の脱水後を基準とした実質的な再生利用の程度を示した数値。

でいくこととし、『多様な主体が廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」と捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を推進』を基本方針とします。

基本方針

- ◇ より一層のごみ減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けた2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進
- ◇ 県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進
- ◇ 多様な主体が廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」と捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を推進

第2節 計画の目標

1 目標設定等の考え方

第1節の基本方針を踏まえ、平成32年度までの計画期間内に実現を図るべき廃棄物の減量に係る目標および主な取組に係る目標を設定します。

一般廃棄物および産業廃棄物の減量に係る数値目標およびその水準は、これまでの本県の廃棄物の処理実績に基づく将来予測や国の廃棄物処理法基本方針、第三次循環型社会形成推進基本計画などに定められた目標を踏まえて設定します。

そのほか、減量に係る目標の達成に向けた取組を進める上で、全体的な資源循環の状況を毎年度把握する必要があることから、このための指標として「参考指標」を設定します。

2 目標等

(1) 減量に係る目標

一般廃棄物（ごみ）については、2R（リデュース・リユース）の取組強化によるごみの減量およびリサイクルの推進による資源化を進めるに当たって、県民一人ひとりの取組が重要となることから、2Rの効果を表す「1人1日当たりごみ排出量」と2Rおよびリサイクルの効果を表す「1人1日当たり最終処分量」を目標項目とします。

産業廃棄物については、経済動向の影響を受けやすいものの、これまでの事業者によるゼロエミッションの取組による高い再生利用等の現状を維持しつつ、さらなる減量および再生利用を推進することが重要です。

そこで、その取組の効果を表す代表的な指標として「最終処分量」を目標項目とします。

減量に係る目標値設定は、将来予測等を踏まえて設定しており、その考え方等は資料編1に掲載しています。

①一般廃棄物（ごみ）

■ 1人1日当たりごみ排出量

容器包装廃棄物や食品ロス等の食品廃棄物の削減などのリデュースとリユースの促進により、「1人1日当たりごみ排出量」を平成32年度において820g（平成26年度比約4%減）とする排出量の削減目標を設定しました。

目標項目	H25実績	H26実績	将来予測(H32)	目標値(H32)
1人1日当たりごみ排出量※ 1	880g (895g)※3	851g (866g)※3	870g	820g

※1 1人1日当たりごみ排出量＝総排出量※2÷人口÷年日数

※2 総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

※3（ ）は、旧定義による数値

■ 1人1日当たり最終処分量

リデュースやリユースの取組のほか、紙ごみ等の分別や店頭回収の促進などのリサイクル推進により焼却ごみ量を削減し、「1人1日当たり最終処分量」を平成32年度において82g（平成26年度比約11%減）とする最終処分量の削減目標を設定しました。

目標項目	H25実績	H26実績	将来予測(H32)	目標値(H32)
1人1日当たり最終処分量※1	96g (98g)※2	92g (94g)	95g	82g

※1 1人1日当たり最終処分量=最終処分量÷人口÷年日数

※2 ()は、旧定義による数値

②産業廃棄物

事業者によるリデュースやリサイクルの取組を引き続き促進し、排出量の抑制と再生利用率を向上させることにより、「最終処分量」を平成32年度において7.4万t（平成26年度比約14%減）とする最終処分量の削減目標を設定しました。

目標項目	H25実績	H26実績	将来予測(H32)	目標値(H32)
最終処分量	7.9万t	8.6万t	8.5万t	7.4万t

(2) 取組に係る目標

本計画に掲げる主な取組について、次のとおり目標を設定しました。

目標項目	現状	目標値等
マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）※1	89.9% (平成27年度)	80%以上 (計画期間中)
「滋賀県災害廃棄物処理計画」の策定	未策定 (平成27年度)	計画策定 (平成29年度)
定点観測による散在性ごみ個数※2	10個 (平成27年度)	11.3個以下 (計画期間中)
電子マニフェスト利用率	40.8% (平成26年度)	50%以上 (計画期間中)
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率	100% (平成27年度)	100% (計画期間中)
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率※3	86.8% (平成27年度)	85%以上 (計画期間中)

※1 「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」の協定締結事業者のうち、無料配布中止実施事業者の全店舗のレジ袋辞退率（レジ袋辞退人数÷レジ通過人数×100）の合計を全店舗数で割った数値により算出。無料配布中止事業者数や対象の売場を増やす中で引き続き80%以上を維持するもの。

※2 道路、湖岸および公園等の公共の場所の一定の範囲で一旦ごみを全て回収し、数日後に再び回収したごみの個数を経過日数で除して1日当たりのポイ捨てごみの個数を計算したもの。平成26年度から1割削減するもの。

※3 監視体制を強化し、認知件数を増やす中においても85%以上を維持するもの。

(3) 参考指標

減量に係る目標の達成に向けた取組等を進めるうえで全体的な資源循環の状況を毎年度把握するための「参考指標」に(1)の減量に係る目標の達成時において見込まれる将来値を記載します。

①一般廃棄物(ごみ)

参考指標の項目	H25実績	H26実績	将来予測(H32)	目標達成時に見込まれる将来値(H32)
総排出量※	45.7万t	44.1万t	45.1万t	42.5万t
総資源化量	8.7万t	9.1万t	8.9万t	9.5万t
再生利用率※	19.1%	21.0%	19.6%	22.4%
最終処分量	5.0万t	4.8万t	4.9万t	4.3万t

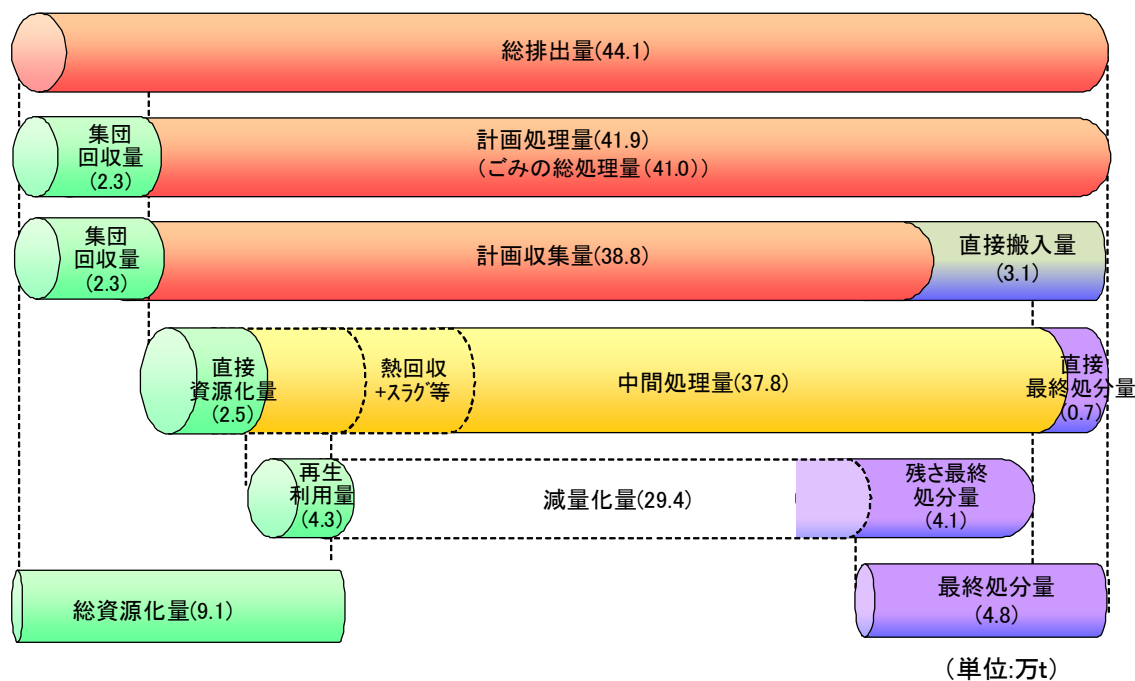
※ 総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

※ 再生利用率=総資源化量÷(ごみの総処理量+集団回収量)×100%

※ ごみの総処理量=直接資源化量+中間処理量+直接最終処分量

※ ごみの総処理量は「市町等の施設(焼却施設や粗大ごみ処理施設等)で処理された量」であり、計画処理量は「市町等が収集等した量(計画収集量+直接搬入量)である。計量誤差等により、「ごみの総処理量」と「計画処理量」は、一致しない。

図表 17 一般廃棄物の各指標の構造(値は平成26年度)



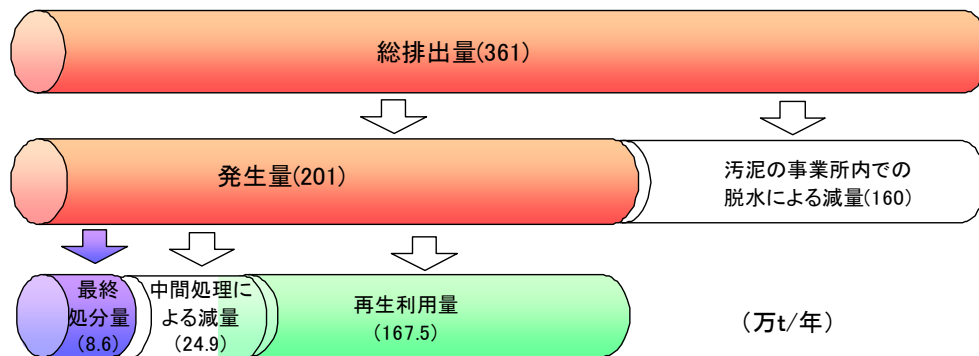
②産業廃棄物

参考指標の項目	H25実績	H26実績	将来予測(H32)	目標達成時に見込まれる将来値(H32)
総排出量	366万t	361万t	369万t	365万t
発生量※1	202万t	201万t	206万t	203万t
再生利用量	177万t	167万t	176万t	177万t
再生利用率※2	48%	46%	48%	49%

※1 排出事業所での汚泥脱水後でみた総排出量

※2 再生利用率=再生利用量÷総排出量×100%

図表 18 産業廃棄物の各指標の構造（値は平成 26 年度）



第4章 計画の目標達成に向けた施策

第3章に掲げた基本方針に基づき、計画の目標達成を図るため、県は施策の現状と課題を踏まえたうえで、次のような施策を推進します。

第1節 2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進

1 一般廃棄物（ごみ）のリデュース

【施策の現状と課題】

（容器包装廃棄物）

事業者、県民団体、市町、県で構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」では、マイバッグ持参等によりレジ袋を断ること（リフューズ）¹¹による容器包装廃棄物の削減を推進するため、平成25年2月に事業者、県民団体、市町、県の間で「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、同年4月より全県域でレジ袋の無料配布中止等の取組を実施しています。

マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）は89.9%（平成28年3月末）となり、第三次計画の目標値（80%）は達成しましたが、食品関連売場以外での取組やレジ袋以外の容器包装廃棄物の削減が課題です。

（グリーン購入）

グリーン購入とは、製品等の購入時に、まず購入の必要性を十分考え、品質や価格、利便性、デザインだけでなく、環境に配慮された製品等を優先的・選択的に購入する行為で、ごみ減量、リサイクル推進、省資源・省エネルギーなどに幅広く効果のある取組です。

県では、このグリーン購入推進のため、グリーン購入推進ネットワークへの支援を行っています。同ネットワークの会員団体数は472団体（平成27年10月1日現在）まで増加しましたが、近年概ね横ばいで推移しており、引き続きグリーン購入の普及拡大に向けた取組が必要です。

（食品ロス）

世界的に飢餓の増加や食料供給の不安定化が懸念され、国連では2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることを目標として掲げています¹²。その一方、我が国における食品ロス（食べられるのに廃棄された食品）の平成25年度の発生量は、国全体で約632万t（事業系約330万t、家庭系約302万t）と推計されています¹³。また、市町等の一般廃棄物焼却処理施設に搬入される一般廃棄物の厨芥類（生ごみ）のうち3割から4割程度¹⁴が食品ロスであると言われています。

食品ロスの具体例としては、家庭や飲食店などでの「食べ残し」、調理する際に食べる

¹¹ ごみになるものを断る・受け取らない行動（Refuse）。

¹² 「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が平成27年(2015)年9月25日に国連サミットで採択。

¹³ 環境省HP「食品廃棄物等の利用状況等（概念図）」の「平成25年度推計値」による。

¹⁴ 環境省「平成26年度 地方自治体における食品廃棄物等の再生利用等の取組実態調査報告書」（平成27年3月）によると、厨芥類（生ごみ）に占める食品ロス量の割合は、食品ロス量を把握済みの自治体における平均で34.9%となっている。

ことが可能な部分まで余分に切り落とす「過剰除去」、賞味期限切れの食品などの「手付かずのまま廃棄される食品」が挙げられ、一般廃棄物のさらなる削減を行うためには、この削減が必要です。

(事業系一般廃棄物)

近年の一般廃棄物の増加は、事業系ごみによるところが多く、排出事業者への指導・啓発や事業系一般廃棄物の処理手数料の適正化などの事業系一般廃棄物の発生抑制に向けた取組が重要となっています。

【施策の方向性】

(容器包装廃棄物の削減推進)

- 「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」におけるマイバッグ携帯の啓発や「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」への新たな事業者の参加を促すことなどを通じて、レジ袋削減（リフューズ）をさらに推進します。
- 市町や参画事業者、県民団体と連携しながら、「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」の取組において、過剰包装の軽減等をはじめとするレジ袋以外の容器包装廃棄物の削減を推進します。
- マイボトル等の利用促進を図るため、マイボトル等への飲料提供が可能な店舗情報について、関西広域連合の取組と連携しながら情報提供を実施します。
- 滋賀県分別収集促進計画¹⁵に基づく容器包装廃棄物の分別収集と再商品化により、廃棄物の減量および資源化を推進します。

(グリーン購入の推進（ごみの削減）)

- グリーン購入推進ネットワークの活動支援や県民、事業者への普及啓発を通して、県民や事業者が物品を購入する際に必要な物を必要な量だけ購入する消費行動や詰め替え製品の購入など容器や包装ができるだけ少ない物の購入に努めるグリーン購入の普及拡大を進めます。
- 県の物品等の調達においても「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、容器や包装ができるだけ少ないものなどの購入に引き続き努めます。

(食品ロスの削減推進)

- 市町や飲食店、宿泊施設、食品販売店等の事業者と連携し、食品ロス量の把握や食品廃棄を抑制する取組の促進、食品の食べきりの普及啓発を行うとともに、食べられるにもかかわらず廃棄される食品の削減に向けた情報提供などを通して、事業者が排出する食品ロスの削減を推進します。
- 市町などと連携しながら、県民に食品の買い過ぎや可食部分の過剰除去、飲食店等での注文のし過ぎや食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた普及啓発を実施します。

(リデュース推進に係る普及啓発)

- 市町や事業者、県民団体等と連携し、「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」におい

¹⁵ 容器包装リサイクル法第9条に基づき、県内市町の分別収集計画を集約するとともに、県民、事業者、行政が役割分担のもと、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化に努め、廃棄物の減量および資源化を推進することを目的とした計画。平成25年8月に「第7期滋賀県分別収集促進計画」を策定し、平成27年9月に変更している。

て「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施するほか、県と市町が連携しながら、家庭での減量化取組事例の紹介を行うなど県民が身近に感じられるごみ減量の実践に向けた普及啓発を実施します。

- 事業所に対して廃棄物の発生抑制に向けた減量化取組事例の紹介や先進事例などの情報提供を実施します。

(市町へのリデュース施策に係る情報提供等)

- 県内市町のリデュース施策の取組状況やごみ処理有料化¹⁶を含めた取組事例などの情報提供や助言を通じて、市町におけるリデュース施策を支援します。

2 一般廃棄物（ごみ）のリユース

【施策の現状と課題】

環境省の調査結果¹⁷によると、市町村が収集する粗大ごみの1～2割が中古品として使用可能な物とされています。こうした製品を再使用し、廃棄物の発生量を削減するリユースをより一層促進する必要があります。

県内でも、粗大ごみから使用可能なものをリユース品として選別して希望する住民に販売・譲渡する取組を実施する市町や、不用品の交換に関する情報提供やリユースイベントに取り組む市町もありますが、まだ一部の市町に留まっています。

国はリユースによる廃棄物の削減等の効果を踏まえ、これを推進するため、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」を平成27年7月に作成しており、今後、手引きを踏まえたリユースの取組が進められることが期待されています。

【施策の方向性】

(リユース品の交換等の推進)

- 市町が行うリユース品の交換等を促進する取組に係る情報や民間団体等が開催するフリーマーケットの開催情報等を県民等に情報提供することにより、多様な主体が取り組む様々なリユースの取組を促進します。
- 市町と連携しながら、ウェブサイト等でリユースショップや修理取扱店の情報提供を実施します。
- 県の事務・事業においてもリユースに努めます。

(リユース推進に係る普及啓発)

- 県民等によるリユース品の積極的な利用促進を図るため、市町と連携しながら、県民等に対してリユースの重要性や身近な実践事例等を周知するなどリユース推進に係る普及啓発を実施します。
- 市町と連携しながら、物を廃棄せず修理（リペア）しながら再使用することを促すため、県民等に対して普及啓発を実施します。

¹⁶ 一般廃棄物処理の有料化とは、経済的インセンティブを活用した発生抑制やごみの排出量に応じた負担の公平化等の観点から、一般廃棄物の処理費用を手数料として徴収することをいい、ごみ袋（指定袋）に手数料を上乗せする方法が一般的。手数料を上乗せしていない有料指定袋の使用を住民に求める場合は有料化に該当しない。

¹⁷ 環境省「平成22年度使用済み製品等のリユース促進事業研究会報告書」

(市町へのリユース施策に係る情報提供等)

- 県内市町のリユース施策の取組状況や他県等の先進事例などの情報提供を実施するほか、国が作成した「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」に基づく助言等を通じて市町におけるリユース施策を支援します。

3 産業廃棄物のリデュース

【施策の現状と課題】

産業廃棄物の総排出量は近年概ね横ばいとなっていますが、将来予測によるとやや増加が見込まれています。業種別では、製造業からの排出量がやや減少する見込みがあるのに対し、建設業からの排出量がやや増加する見込みです。産業廃棄物の排出量は景気動向に左右される面もありますが、引き続き企業等における発生抑制の取組を促していく必要があります。

【施策の方向性】

(産業廃棄物の発生抑制に係る研究開発および施設整備の促進)

- 産業廃棄物の発生抑制に係る研究開発および施設設備の整備を行う県内事業者等を支援するため、産業廃棄物減量化支援事業を引き続き実施します。

(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定および同計画に基づく発生抑制等)

- 多量排出事業者¹⁸に対して産業廃棄物処理計画の策定を指導し、また、処理計画書および処理計画実施状況報告書をウェブサイトで公表することにより、多量排出事業者による発生抑制・再生利用・適正処理等の自主的な取組を促進します。また、提出された処理計画書および実施状況報告書をもとに、排出量の推移や業種別の排出状況の傾向等の分析を行い、事業者等への情報提供等により取組を支援します。

(排出事業者に対する普及啓発)

- 産業廃棄物の排出事業者に対して、ウェブサイトや業界団体等が開催する講習会等の機会を通じて産業廃棄物の自主的な減量化の取組の先進事例を紹介するなど、発生抑制に係る普及啓発を実施します。

4 リサイクル

【施策の現状と課題】

(一般廃棄物（ごみ）のリサイクル)

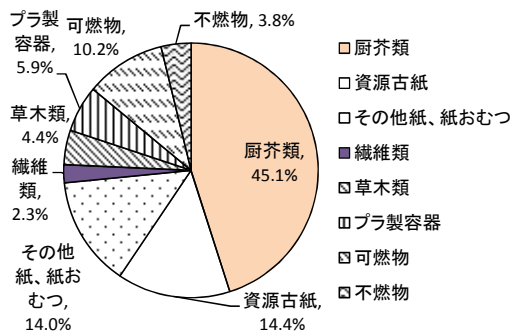
家庭や事業所から排出される廃棄物のうち、その多くを紙類が占めていますが、この中には再生利用されることなく焼却されているものがあります。可能な限り資源化を推進するためには、再生利用が可能な紙ごみ等の分別・回収の徹底が必要です。

また、近年、食品トレイやペットボトル、紙パック、古紙などの店頭回収の取組が行われ、その利便性から店頭回収を利用する県民も増えていると推察されます。こうした現状

¹⁸ 年間 1,000 t 以上の産業廃棄物を排出する事業者（特別管理産業廃棄物については年間 50 t）をいう。

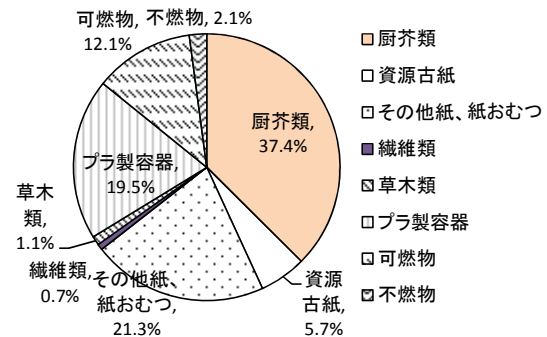
を踏まえ、市町による行政回収に限らず、店頭回収や地域における集団回収¹⁹など多様な資源回収ルートの利用促進を図る必要があります。

図表19-1 大津市ごみ組成調査結果
(平成27年度 生活系・夏季)



※厨芥類（生ごみ）

図表19-2 大津市ごみ組成調査結果
(平成27年度 事業系・夏季)



(産業廃棄物のリサイクル)

平成26年度の産業廃棄物の再生利用量は167万t、再生利用率は46%であり、平成25年度の177万t、48%に比べて低下しましたが、平成22年度（159万t）以降概ね上昇傾向にあります。有効利用率も平成26年度には90%となるなど産業廃棄物のリサイクルは相当程度進んだものといえます。しかしながら、高度経済成長期に建設された施設等の更新に伴い建設廃棄物の増加が今後見込まれるほか、下水道汚泥が下水道普及率上昇に伴い排出量がやや増加しており、これらの再生利用等の取組も課題と考えられます。

産業廃棄物のリサイクルに関する施策として、県ではリサイクル製品の利用促進を図る制度²⁰を運用していますが、今後も引き続き適正な認定製品を増やしつつ、県の公共工事での利用のほか、市町および民間での利用を促進する必要があります。また、産業廃棄物の資源化を行う事業者の自主的な取組の支援も引き続き必要と考えられます。

(各種リサイクル法)

容器包装、家電、食品、建設、自動車の分野ごとのリサイクル法に基づき、事業者、国民、国、都道府県、市町村等がそれぞれの役割分担のもとでリサイクルに取り組んできました。そして、平成25年には新たに小型家電リサイクル法が施行され、県内では18市町が取組を進めています（平成28年5月末現在）。今後は、小型家電回収のさらなる普及啓発や事業の定着化に向けた取組が必要です。

また、近年、一般家庭等から排出される不用家電品等を無料で回収する業者が散見されますが、その中には、市町の許可や委託を受けておらず、廃棄物処理法および小型家電リサイクル法、家電リサイクル法に抵触する疑いのあるものも見られることから、こうした不用品回収業者への対応も課題となっています。

¹⁹ 自治会や子ども会その他地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き渡してリサイクルを進める活動をいう。

²⁰ 主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、木材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品について、一定の基準に適合するものを「滋賀県リサイクル製品」として認定している。平成17年3月の制度創設以来、コンクリート二次製品、改良土、堆肥など258製品（平成28年2月末現在）を認定。

【施策の方向性】

（リサイクルに係る普及啓発）

- 市町と連携しながら、家庭および事業所から排出される一般廃棄物における紙ごみ等の資源ごみの再生利用を進めるため、分別の徹底について県民への普及啓発を実施します。
- 食品関連事業者等において食品廃棄物の資源化等の取組が行われるよう、食品リサイクル法や国が開催する食品リサイクルに係るセミナー等の情報提供を実施します。
- 産業廃棄物のリサイクルを推進するため、優良事例の紹介やリサイクル技術などの情報提供等により、排出事業者および中間処理業者によるリサイクルを促進します。

（多様な資源回収ルートの利用促進）

- 行政回収や集団回収のほかに、その利便性等から資源回収の一つのルートとして定着しつつある店頭回収における資源回収状況を把握するとともに、回収システムおよび実施店舗に係る情報を県民に周知し、その利用を促進します。

（市町へのリサイクル施策に係る情報提供）

- 県内市町のリサイクル施策、古紙や廃食用油などの資源回収の取組状況、他県等の先進事例などの情報提供を通じて、市町におけるリサイクル施策を支援します。

（グリーン購入の推進（リサイクル製品））

- グリーン購入推進ネットワークの活動を支援し、県民や事業者への普及啓発等を通して、県民や事業者が物品を購入する際に、リサイクル製品等の環境への負荷の小さい環境配慮型製品を優先的に購入するグリーン購入の普及拡大を進めます。
- 県の物品等の調達においても「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、リサイクル製品等の購入に引き続き努めます。

（産業廃棄物の資源化に係る研究開発および施設整備の促進）

- 産業廃棄物の資源化に係る研究開発および施設設備の整備を行う県内事業者等を支援するため、産業廃棄物減量化支援事業を引き続き実施します。

（滋賀県リサイクル認定製品の利用促進）

- 「滋賀県リサイクル認定製品」の認定により、リサイクル製品の充実を引き続き進め、リサイクル産業の育成を進めます。
- 物品調達または事業を行う際に、認定製品を率先して使用し、または購入するよう引き続き努めます。また、市町に対して認定製品の利用を促進するための技術的助言および情報提供を実施するほか、県民および県内の事業者に対しても、認定製品の利用が促進されるよう情報提供を実施します。

（各種リサイクル法の適正な運用）

- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法の各種リサイクル法に基づく資源化等の取組が進められるよう周知を図るとともに、所管する関係法令に基づき必要な指導等を行います。

- （再掲） 滋賀県分別収集促進計画に基づく容器包装廃棄物の分別収集と再商品化により、廃棄物の減量および資源化を推進します。

（小型家電リサイクル制度に係る普及啓発等）

- 使用済小型家電の回収を実施する市町による取組を支援するため、制度の目的や回収方法等について情報提供を実施します。
- 市町と連携しながら、小型家電製品や家電製品などの不用品回収業者について、県民に向けて注意喚起に努めるとともに、県および市町で情報交換を行います。

第2節 県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物（ごみ）の適正処理

【施策の現状と課題】

（一般廃棄物処理施設）

地球温暖化防止および省エネルギー・創エネルギーを推進するため、一般廃棄物処理施設においても、焼却により発生する熱の回収や発電への利用に取り組むことが必要であり、平成25年5月策定の国の「廃棄物処理施設整備計画」や施設整備に係る国の支援制度（循環型社会形成推進交付金）でも、この方向性が示されています。

既に県内の一部の施設では、熱回収や発電設備が導入されていますが、地球温暖化対策等をさらに推進するため、新設や更新を予定する市町や一部事務組合の処理施設において、今後も引き続き熱回収や発電設備の導入を促進する必要があります。

また、ごみ発電や熱利用の導入、処理の効率化等に向け、県内各地域において平成11年3月策定の「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」等を踏まえた一般廃棄物処理施設の広域化（集約化）が進められています。

（一般廃棄物処理施設の監視指導）

適正な維持管理のもとで廃棄物が適正に処理されない場合、県民の生活環境のみならず円滑な廃棄物処理に重大な影響を及ぼすことから、廃棄物処理法等に基づき、処理施設への立入検査等の監視指導に引き続き取り組む必要があります。

（公共関与の最終処分場（一般廃棄物））

稼働中の県内の一般廃棄物最終処分場は16施設あり、残余容量は388,996.8 m³となっています（平成26年度末現在）。また、県内の一般廃棄物の最終処分量約4.8万tの約5割は、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場に搬入されています。引き続き廃棄物の適正処理に不可欠であることから、最終処分場の確保が必要です。

（水銀廃棄物）

平成25年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成27年6月に同条約の国内担保法として「水銀による環境の汚染防止に関する法律」が制定されました。これまで金属水銀は有用水銀として取り扱われ、廃棄物処理法の適用が想定されていませんでしたが、今後は、水銀の使用用途が制限され、廃棄物として取り扱われる水銀および水銀含有物が出てくると想定されることから、適正処理に向けた取組が必要です。

【施策の方向性】

（一般廃棄物処理施設の整備等）

- 一般廃棄物の適正処理に必要な体制を確保するため、循環型社会形成推進地域計画²¹の策定等に係る技術的助言や一般廃棄物処理施設の技術動向などの情報提供を実施するほか、施設整備に必要な財政措置を国に要請するなど、市町や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設の新設や更新などの施設整備を支援します。
- 市町や一部事務組合がごみ焼却施設の新設や更新を行う際に、施設整備の進捗状況に

²¹ 国の循環型社会形成推進交付金等を受けるために策定が義務付けられている計画。

あわせて助言や情報提供を実施し、効率の高いごみ発電や熱利用の導入や地域の防災拠点となり得る施設整備を促進します。

- 県と関係市町等は、一般廃棄物焼却処理施設の適正な維持管理に向けて、滋賀県廃棄物適正管理協議会²²で情報交換を行います。
- 「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」の策定以降の状況変化や地域の実情等を考慮しながら、ごみ発電や熱利用の導入、処理の効率化等に資する処理施設の広域化について、長期的な視点で市町や一部事務組合に対して必要な助言や情報提供を実施します。

(一般廃棄物処理施設の監視指導)

- 廃棄物処理法等に基づき、処理施設に対する立入検査を行うなどの指導・監督により、処理施設設置に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎます。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ厳正に行政指導や行政処分を行い、不適正処理の拡大や再発の防止を徹底します。

(公共関与による最終処分場の確保)

- 一般廃棄物の適正な最終処分が行われるよう、引き続き関係府県や市町との連携のもとに大阪湾フェニックス事業²³に関与します。

(水銀廃棄物の適正処理(一般廃棄物))

- 国の動向を踏まえながら、水銀使用廃製品(電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計等)をはじめとする水銀廃棄物の回収等の適正処理について、市町や一部事務組合に対して情報提供等を実施します。

2 生活排水の適正処理

【施策の現状と課題】

「滋賀県污水处理施設整備構想 2010」に基づき、污水处理施設の整備が進み、平成 26 年度末において污水处理人口普及率は 98.3% (全国第 3 位) となり、水洗化率は 95.9% (全国平均 93.9%) となっています。今後は、人口減少などを踏まえた污水处理施設整備のあり方や維持管理の検討が必要となっています。

し尿処理施設は、污水处理施設の整備推進に伴って、処理量が減少傾向にありますが、県民の生活環境の保全を図るうえで必要な施設であり、引き続き適正な運用が必要です。

【施策の方向性】

(污水处理施設整備構想に基づく污水处理施設の整備等)

- 市町等と連携しながら生活排水の適正処理を図るため、「滋賀県污水处理施設整備構想」に基づく計画的な下水道や浄化槽などの污水处理施設の整備を引き続き進めます。

(し尿処理施設の適正な運用)

- し尿処理施設について、計画的に施設の更新等が行われるよう市町や一部事務組合に

²² 廃棄物の適正な処理および資源の有効利用の促進等について調査研究・情報交換等を行う協議会(県・市町・一部事務組合で構成)。

²³ 廃棄物の海面埋立てによる適正処理と秩序ある港湾整備を進めるため、広域臨海環境整備センター法に基づき近畿圏域の自治体が出資して昭和 57 年 3 月に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターが実施する、一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分事業。

対し技術的な助言等を行います。また、し尿処理施設の適正な運用について、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、県と関係市町、一部事務組合で情報交換を行います。

3 災害廃棄物の適正処理

【施策の現状と課題】

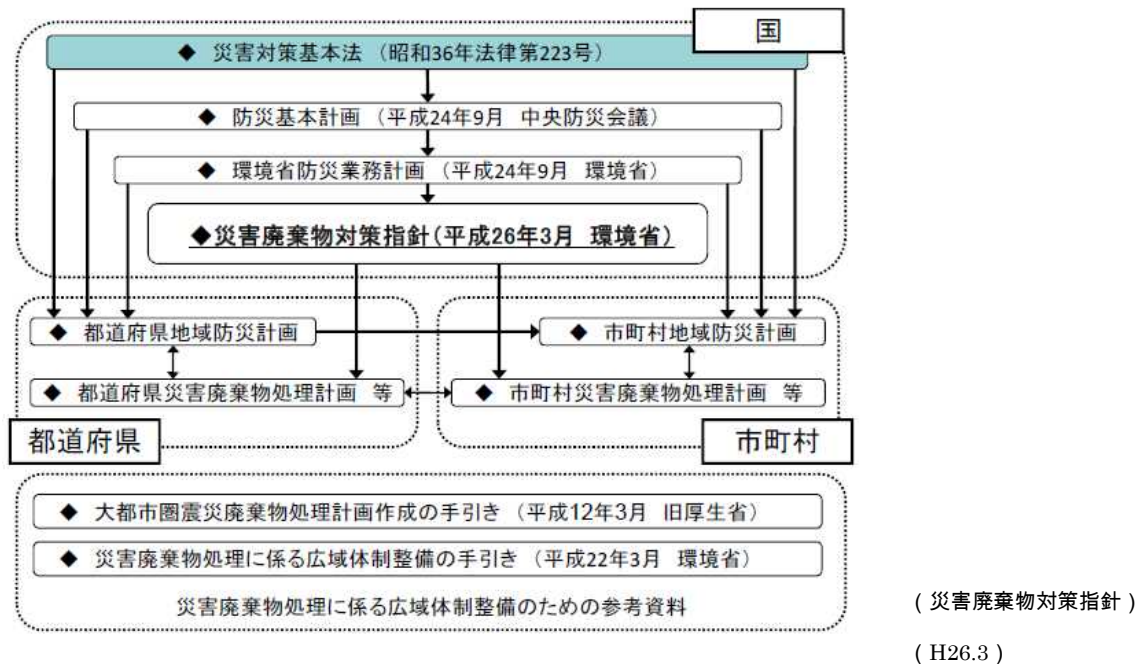
災害が発生し、建物の倒壊や家屋への浸水等による廃棄物が大量発生すると、平常時のような廃棄物の収集・処分が困難となるほか、大量の廃棄物が復旧・復興の妨げになることや避難所で発生するごみやし尿等の処理も必要になります。そのため、本県で災害が発生した場合でも迅速かつ適切な廃棄物処理が継続できる体制を平時から整えておく必要があります。

こうしたことを踏まえ、本県では、災害廃棄物処理を円滑に行うための「災害廃棄物広域処理調整マニュアル」の策定、県と廃棄物処理に係る事業者団体との間で災害廃棄物の処理等に関する協定締結など、災害廃棄物の処理体制を整えてきたところです。また、都道府県域を越えた広域的対応を要する巨大災害時の廃棄物処理への備えについても、国が主催する地域ブロック協議会²⁴に参画し、関係府県等とともに検討を進めているところです。

しかしながら、災害時に廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための処理体制や業務計画を定める「災害廃棄物処理計画」は、本県および多くの県内市町では未策定です。

今後は、国が平成 26 年 3 月に策定した「災害廃棄物対策指針」²⁵や平成 27 年 8 月の廃棄物処理法等の改正を踏まえ、災害廃棄物処理体制の充実強化を図る必要があります。

図表 20 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け



²⁴ 環境省地方環境事務所単位で設置され、本県は、「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」および「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に参画。

²⁵ 都道府県および市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、自然災害による被害を抑制・軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物の処理を適正・迅速に行うための応急対策、復興・復旧対策について必要項目を整理した指針をいう。

【施策の方向性】

（災害廃棄物処理体制の充実強化）

- 県と廃棄物処理に係る事業者団体との連携協力体制や、県・市町・一部事務組合間による市町域を越えた連携協力体制が災害発生時に迅速かつ適切に機能し、支援が円滑に行われるよう平時から必要な情報交換等を行います。
- 非常災害発生時における災害廃棄物の処理への利活用を想定し、産業廃棄物処理施設の処理余力や施設情報等の基礎データを把握し、市町や一部事務組合に情報提供します。
- 「滋賀県地域防災計画」や「災害廃棄物対策指針」、地域ブロック協議会で策定される「災害廃棄物対策行動計画」²⁶等と整合性を図りながら、災害廃棄物処理に係る被災市町への支援等に係る県の体制や業務計画などを定めた「滋賀県災害廃棄物処理計画」を策定します。また、市町等が災害廃棄物に係る収集運搬・仮置場・中間処理・再生利用・最終処分などの処理に係る体制や業務計画などを定めた災害廃棄物処理計画を策定する際には、技術的助言および情報提供などを通して支援を行います。

（都道府県域を越える非常災害発生時における災害廃棄物処理に係る連携協力の推進）

- 国や他府県、民間事業者等と連携し、都道府県域を越える巨大災害発生時においても対応できる災害廃棄物処理に係る広域的な連携協力体制の構築に向けて、国の地域ブロック協議会に引き続き参画し、検討を進めます。

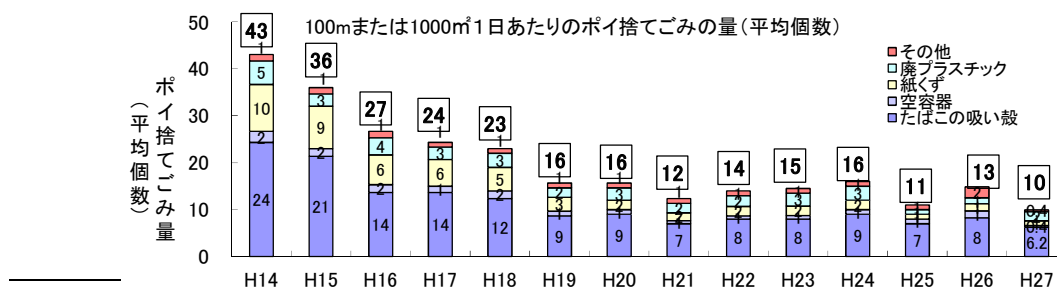
4 散在性ごみ対策

【施策の現状と課題】

本県では、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」に定める「環境美化の日」を基準日として、県民総参加による県民や企業等による自主的な環境美化活動を実施しています。また、平成12年度に淡海エコフオスター制度²⁷を創設し、環境美化推進を図ってきました。さらに、平成14年度には当該条例を改正し、各環境事務所および県庁に環境美化監視員を配置し、巡回・監視・啓発を行ってきたところです。

散在性ごみの定点観測調査（県内38地点）では、散在性ごみの量は平成14年度比で7割以上減（平成27年度時点）となりましたが、平成21年度以降は概ね横ばいとなっています。環境美化活動等への参加率が低い若い世代への働きかけを行いながら引き続き取組を実施していく必要があります。

図表21 散在性ごみの定点観測調査結果の推移



²⁶ 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」（環境省地方環境事務所の区域単位の計画）

²⁷ 道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民や企業が知事または市町長との合意にもとづき、公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的に清掃ボランティアを行う制度。

【施策の方向性】

- 市町、企業および県民等と連携しながら、「環境美化の日」の活動をはじめとする環境美化活動について若い世代の参加等も働きかけながらさらに推進します。
- 淡海エコフオスター制度等の地域主体の環境保全活動を引き続き推進します。
- 環境美化監視員による散在性ごみの未然防止に向けた巡回・監視・啓発を引き続き実施します。

5 産業廃棄物の適正処理

【施策の現状と課題】

（産廃排出事業者の指導）

産業廃棄物の処理においては排出事業者責任²⁸に基づき、排出事業者による適切な対応が求められます。今後も排出事業者による適正処理を図られるよう、廃棄物処理法をはじめとする関係法令等の周知等を引き続き徹底する必要があります。

（産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等）

廃棄物が適正に処理されない場合、県民の生活環境に重大な影響を及ぼすことから、引き続き廃棄物処理法や滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱（以下「要綱」という。）等に基づき、処理施設設置等に係る事前協議の義務付けや処理施設等への立入検査の監視指導に取り組む必要があります。

また、産業廃棄物の処理の適正化を図るためには優良な産廃処理業者の育成が重要であることから、平成23年4月の廃棄物処理法改正により創設された優良産廃処理業者認定制度²⁹の運用・普及をはじめとする産廃処理業者の優良化に取り組む必要があります。

（PCB廃棄物の期限内処理）

ポリ塩化ビフェニル³⁰を含む廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理については、平成24年12月のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）の施行令の改正や、平成26年6月の国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の変更を受け、「滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「滋賀県PCB廃棄物処理計画」という。）を変更したところです。PCB廃棄物の処理期限は、PCB特措法により平成38年度末までとなっていますが、このうち高濃度PCB廃棄物については、平成32年度末までのより早期の処理が求められています。

PCB含有機器等には現在も使用中のものがあることや、PCB特措法に基づく保管等の届出が行われていない未把握のPCB廃棄物があることから、県内のPCB含有機器等

²⁸ 廃棄物処理法第11条第1項は、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」と規定しており、この排出事業者責任は、産業廃棄物の処理の重要な原則になっている。

²⁹ 遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用および財務体質の健全性に係る5つの基準に適合する産廃処理業者を認定する制度。認定されると通常5年の産業廃棄物処理業許可の期間が7年に延長され、優良マークの印字された許可証が発行される。

³⁰ 昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で分解されにくい上に物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に製造・輸入が禁止された。国際的にも、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、製造・使用の原則禁止、非意図的生成物質の排出削減、PCBを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理、これらの対策に関する国内実施計画の策定等が締約国に義務付けられている。

の保有状況の把握とその適正かつ期限内の早期処理完了が課題となっています。

(石綿含有廃棄物、廃石膏ボード、水銀廃棄物等の適正処理)

石綿含有廃棄物、廃石膏ボード等は、今後も建物の解体工事等に伴い発生が見込まれますが、これらは健康被害等を及ぼさないよう適切な処理を引き続き徹底する必要があります。

また、一般廃棄物の水銀廃棄物の場合と同様に、産業廃棄物である水銀廃棄物についても、適正処理に向けた国の対応を注視し、適切に対応する必要があります。

(公共関与の最終処分場（産業廃棄物）)

県内の産業廃棄物最終処分場は、平成 26 年度末で管理型最終処分場が 1 施設、安定型最終処分場が 8 施設あります。最終処分場の残余容量は、管理型が 896,346 m³、安定型が 66,113 m³となっています。廃棄物の適正処理には最終処分場が欠かせないことから、引き続き最終処分場の確保が必要です。

最終処分場の一つとして、県の公共関与の下、公益財団法人滋賀県環境事業公社がクリーンセンター滋賀の運営を行っていますが、このクリーンセンター滋賀への廃棄物搬入量が近年大幅に増加し、処分場の残余容量が急速に減少しています。クリーンセンター滋賀は県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場として必要不可欠かつ代替性のない施設であり、事業存続のため、県は必要な支援を今後も継続する必要があります。

(電子マニフェスト)

電子マニフェスト³¹は、排出事業者や産廃処理業者にとって情報管理の合理化につながることに加え、廃棄物処理システムの透明化や不適正処理の原因究明の迅速化を図ることができるなどのメリットがあります。

本県における電子マニフェスト利用率は、平成 26 年度実績で 40.8%であり、第三次計画の目標値（50%）は達成できてないことから引き続き普及拡大を図る必要があります。

(産業廃棄物の県内搬入および県外搬出)

平成 26 年度実績では 75.6 万 t の産業廃棄物が県外から搬入され、41.3 万 t の産業廃棄物が県外へ搬出されています。県外からの搬入量のうち約 63.2 万 t が中間処理目的による流入で、内訳の主なものとしてはがれき類約 31.8 万 t、廃油約 5.9 万 t、木くず約 5.4 万 t、汚泥約 4.7 万 t、廃プラスチック類約 2.8 万 t となっており、そのほとんどが中間処理後に再生利用されているものと推測されます。

産業廃棄物の搬入規制措置である「県外産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議制度」は、47 都道府県のうち 36 都道府県で導入されています（平成 27 年 9 月末現在）が、近畿地方の府県では和歌山県のみが導入している状況です。平成 9 年度の罰則強化など数次にわたる廃棄物処理法の改正により規制強化等が行われていることや、本県が大阪湾広域臨海環

³¹ マニフェストとは、排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、委託した内容どおりの適正な処理を確保する仕組みのこと。電子マニフェストは、紙製のマニフェストに代えて、ネットワーク上で電子データをやりとりするもの。排出事業者、処理業者における情報管理が合理化されることに加え、偽造がしにくいため、都道府県等の監視業務の合理化や不適正処理の原因者究明の迅速化に役立つなどのメリットがある。

境整備センターの最終処分場への廃棄物搬出県であり県内発生廃棄物の適正処理には広域的な処理が不可欠であることなどから、搬入規制措置の導入については慎重な対応が必要と考えます。

【施策の方向性】

（排出事業者に対する普及啓発等）

- 排出事業者の工場や事業場等への立入調査などの指導・監督を行うほか、排出事業者を対象とした講習会や情報提供を通して適正処理を徹底します。

（産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等）

- 廃棄物処理法や要綱等に基づき、処理施設の設置や処理業の開始にあたっての事前協議や処理施設に対する立入検査を行うなど適切に指導・監督を行うことで、処理施設設置や処理業開始に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎ、安全で信頼性の高い産業廃棄物の適正処理を推進します。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ厳正に行政指導や行政処分を行い、不適正処理の拡大や再発の防止を徹底します。
- 優良産廃処理業者認定制度および同制度により認定された産廃処理業者について周知を行うとともに、講習会の開催等を通じて優良な産廃処理業者を育成します。

（PCB廃棄物の確実な期限内処理の実施）

- 保有に係る届出を行わないまま未処理のPCB含有機器を保有する事業者を把握するための掘り起こし調査を実施し、平成28年3月変更の滋賀県PCB廃棄物処理計画に基づき、国および中間貯蔵・環境安全事業株式会社が進めるPCB廃棄物処理事業等を活用して、PCB特措法で定める処理期限までの確実かつ適正な処理を進めます。
- PCB廃棄物保管事業者に対して立入検査を行うなど、早期処理完了に向けた指導等を徹底します。
- 県自らが保有するPCB廃棄物を計画的に処理し、PCB廃棄物の円滑な処理に向けて県内のPCB廃棄物保管事業者等に対して先導的な役割を果たします。
- PCB廃棄物の処理について県民等の理解を得るため、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報提供を実施します。

（石綿含有廃棄物、廃石膏ボード、水銀廃棄物等の適正処理）

- 石綿含有廃棄物、廃石膏ボードについて、建設リサイクル法所管部署とも連携しながら、引き続き適正な処理に係る指導を徹底します。
- 産業廃棄物の水銀廃棄物についても、処理基準の策定など国の動向を注視し、適切に対応します。

（公共関与による最終処分場の確保）

- 公共関与による最終処分場である大阪湾フェニックス事業および公益財団法人滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀の適切な運営が図れるよう引き続き関与していきます。また、クリーンセンター滋賀については、県内唯一の管理型最終処分場であり、「大切な資産として長く大事に使う」方針を示し、運営に関与していきます。

(電子マニフェストの普及拡大)

- 排出事業者・収集運搬業者・処理業者や各業界団体等に対して電子マニフェストの普及拡大に向けた研修会を開催するとともに、業界団体への働きかけを行うなど電子マニフェストへのさらなる加入促進を進めます。
- 排出事業者となる県関係機関や市町等において電子マニフェストの率先的な利用が図られるよう働きかけます。

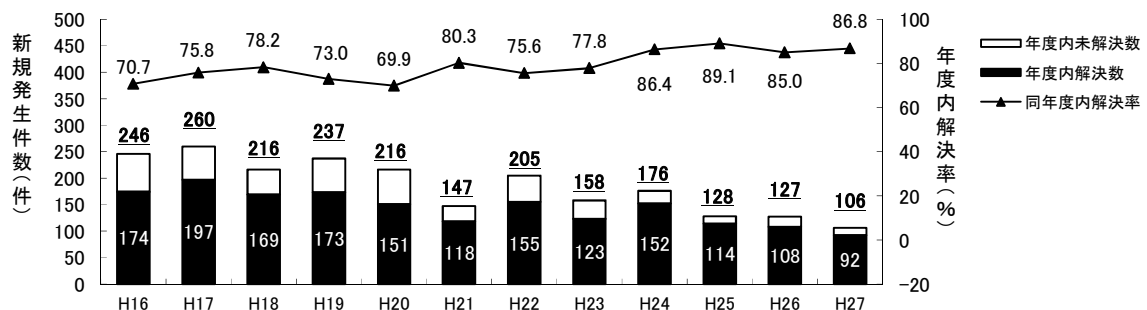
6 不法投棄対策等

【施策の現状と課題】

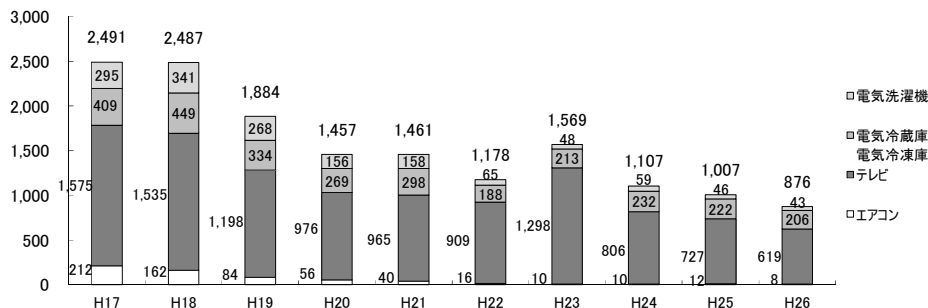
産業廃棄物の不法投棄等は、監視パトロール等により新規発生件数は概ね減少傾向にあるものの県民に不安を抱かせるような悪質な事案が発生するなど依然として跡を絶たない状況にあり、今後も引き続き不法投棄等を許さない環境づくりや、関係機関と連携して早期発見、早期是正に努めるなど監視指導の徹底に取り組む必要があります。加えて、産業廃棄物と同様に廃家電の不法投棄も減少傾向であるものの跡を絶たない状況にあり、連携した対応が必要です。

また、不適正な土砂等による埋立てに関して県内の一部の地域において問題事案が生じています。土砂等による埋立てを装った廃棄物の不法投棄も懸念されることから、こうした不適正事案の防止に取り組む必要があります。

図表 22 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数と年度内解決率の推移



図表 23 廃家電4品目の不法投棄状況



【施策の方向性】

- 警察、市町等の関係機関や近隣府縣市と連携し、監視パトロールや不法投棄通報110番、航空機による広域監視、監視カメラの活用などの効果的な監視取締活動により、不法投棄の未然防止対策や早期発見に引き続き取り組みます。

- 早期の問題解決を図るために、不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行い、必要に応じて行政処分、告発等厳正な対応を行います。
- 地域住民等と協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制により、不法投棄等をさせない地域づくりを推進します。
- 土砂等による埋立てを装った廃棄物の不法投棄に関しても情報収集し、監視を行うなど、土砂条例³²制定自治体や土地開発関係部署と連携して不適正事案の防止に取り組みます。

7 旧RDエンジニアリング社最終処分場問題への対応

【施策の現状と課題】

旧RDエンジニアリング社最終処分場において、平成10年以前に許可品目以外の廃棄物が埋め立てられたこと等に起因して、地下水汚染等、生活環境への支障またはそのおそれの確認されましたが、同社の破産手続きに伴い現地が放置された状態になったことから、廃棄物処理法の規定に基づく行政代執行により対策を講じる必要が生じました。

対策として、有害廃棄物の埋設状況や浸透水・地下水の汚染状況等の詳細な調査を行うとともに、平成24年度から対策工事の実施について地元の同意を得て、平成32年度までの計画で進めているところです。廃棄物の飛散流出や硫化水素ガスの悪臭対策は、対策工事の完了とともに達成される見込みですが、地下水への汚染拡散のおそれについては、旧処分場周縁の井戸の水質が2年以上連続して地下水基準を満足すること等を確認する必要があります。対策工事完了後も引き続き調査を行い、その結果を確認していく必要があります。

【施策の方向性】

- 旧RDエンジニアリング社最終処分場における二次対策工事を引き続き進め、位置を特定できた原因廃棄物等の掘削除去を行うとともに、底面粘土層の修復と側面に露出した地下水帯水層の遮水を行い、併せて浸透水を揚水処理すること等により、生活環境保全上の支障およびそのおそれの除去に取り組みます。

³² 土地を土砂等で埋め立てる行為を事前許可または届出制により規制する条例をいう。

第3節 その他循環型社会の進展につなげる施策の推進

1 環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）の運用

【施策の現状と課題】

県では、地域の大規模な事業者かつ消費者として、県庁自らが環境に配慮した行動を率先して取り組むため、平成10年度に「環境にやさしい県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）」を策定し、全職員参加のもと、省エネルギーや省資源等の取組を推進しています。また、県庁の環境マネジメントシステムにおいて行動計画を主要な取組として位置づけ、そのPDCAサイクルに基づき実践してきました。

今後も環境に配慮した行動を率先して実行し、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 滋賀県庁の環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）を引き続き適切に運営し、県の組織が行う事務事業において環境配慮および環境保全に関する取組を促進します。

2 公共施設等の老朽化対策

【施策の現状と課題】

本県の公共施設等（建築物、インフラ施設、公営企業施設）については、高度経済成長期に整備した施設を中心に老朽化が進んでおり、今後、更新（建替）等の時期が集中的に到来すると想定されていますが、今後、公共施設等が大量に更新されると、解体等に伴い建設廃棄物が増加することになります。

県では、財政負担の縮減・平準化と資産価値の最大化を主なねらいとして、長寿命化対策をはじめとする公共施設等の老朽化対策を進めることとしていますが、長寿命化対策を進めることで施設の更新に伴う工事の発生件数が抑制され、結果として建設廃棄物の発生抑制につながるが見込まれます。

【施策の方向性】

- 「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき公共施設等の長寿命化対策をはじめとする老朽化対策を推進します。

3 環境関連産業の振興

【施策の現状と課題】

「滋賀県産業振興ビジョン」では、今後重点的に取り組むべき5つのイノベーションの1つに「水・エネルギー・環境」を掲げ、環境の測定や分析、監視、浄化、負荷の低減等に係る商品・サービス、技術の創出等、地球規模での環境問題や資源・エネルギー問題の解決に貢献し、低炭素社会・省エネルギー型の社会など、産業と環境が両立した「持続可能な社会」の実現につながる環境関連産業の振興を図ることとしています。

【施策の方向性】

- 環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」の開催や販路開拓・技術開発の支援、海外展開を図る企業等への支援等を通じて産業と環境が両立した「持続可能な社会」の実現につながる環境関連産業の振興を進めます。

4 バイオマスの利活用の推進

【施策の現状と課題】

農林水産資源や有機性廃棄物など生物由来のバイオマスや食品廃棄物をはじめとする廃棄物系バイオマスについては、堆肥等の製品、燃料製造、発電、熱等のエネルギーとして幅広い可能性が見込まれています。今後も引き続きこうしたバイオマス³³の利活用を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、林内に放置されてきた間伐材等の未利用木質バイオマス³⁴の搬出利用を推進するほか、地域でのエネルギー利用に向けた木質バイオマスの利活用の取組を推進します。
- 「滋賀県農業・水産業基本計画」に基づき、関係団体等と連携しながら、家畜用飼料（稲発酵粗飼料³⁵、飼料用米や稲わら）と堆肥の交換など耕畜連携³⁶による資源循環の推進や、エコフィード³⁷の利用促進を進めます。
- 廃棄物系バイオマス（食品廃棄物、木質系廃棄物、紙類、廃食用油など）を地域に還元させる取組を促進します。

5 環境学習の推進

【施策の現状と課題】

ごみ問題の多くは、大量生産型・大量消費型・大量廃棄型のライフスタイルに起因するところが大きく、問題解決を図るためには、環境学習の推進により、一人ひとりが廃棄物に係る諸課題に気づき、学び、考えることで、自らのライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用に向けた行動を実践へとつなげることが必要です。

【施策の方向性】

- 「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、廃棄物に係る諸課題を自分ごとと捉え、気づきや学びを主体的な行動へと移し、連携・協働し、課題解決を進めることのできる人育てにより、循環型社会づくりを推進します。

³³ 再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。

³⁴ 樹木に由来するバイオマスのこと。樹木の木部、樹皮、葉などで、林地に残された材や製材工場の残材、建築解体材も含む。

³⁵ 水稲の子実と茎葉を同時に収穫し、発酵させて飼料とするもの。稲WC S（Whole Crop Silage）と略される。

³⁶ 畜産農家から耕種農家（水稲、野菜等を栽培する農家）に家畜ふん堆肥を供給したり、耕種農家から畜産農家に飼料を供給する等、相互に連携を図ることをいう。

³⁷ 環境にやさしい(ecological)と節約する(economical)を意味するエコと、飼料(feed)を併せた造語。食品製造副産物や調理残さなど有用な食品残さを飼料化利用したもの。

6 環境に配慮した消費者行動の促進

【施策の現状と課題】

持続可能な社会を実現していくためには、消費者、事業者、消費者団体、行政等、あらゆる主体が、生産から消費までの各段階において、省エネルギー、省資源への取組のほか、再生可能エネルギーの導入に自ら取り組むなど、エネルギーの消費者としてだけでなく供給者としての意識を持つなど、「環境にやさしい」という視点を持って、消費行動や事業活動を行うよう配慮することが必要です。

消費者が商品の購入にあたり、環境に配慮した商品を選択することは、事業者の事業活動に影響を及ぼし、環境技術の革新を促すことにもつながることから、環境に配慮した消費者行動を促進することが重要です。

【施策の方向性】

- 「滋賀県消費者基本計画（第3次）」に基づき、日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を自ら実践し、消費社会の一員としての自立した消費者が育まれるよう、消費者教育や環境学習などを通じて、環境に配慮した消費者行動を促進します。

第5章 計画の推進体制および進行管理

第1節 推進体制

県民、団体、事業者、行政等の多様な主体が、本計画の基本方針や目標のもとでそれぞれの役割と責任を認識して取組を推進します。

琵琶湖環境部循環社会推進課において庁内関係部局等と連絡調整を行いながら推進します。一般廃棄物処理に関しては、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、情報交換や連携を図りながら、計画を推進します。

産業廃棄物処理に関しては、産業廃棄物行政を所管する大津市と情報交換や連携を図りながら、計画を推進します。

第2節 進行管理

計画の目標や取組状況を毎年度把握し、達成状況を検証し、結果の公表など「計画の見える化」を進めます。

達成状況の検証結果を踏まえて、必要に応じて施策の見直しを行いながら、計画の目標の実現を目指します。

第四次滋賀県廃棄物処理計画（資料編）

資料編

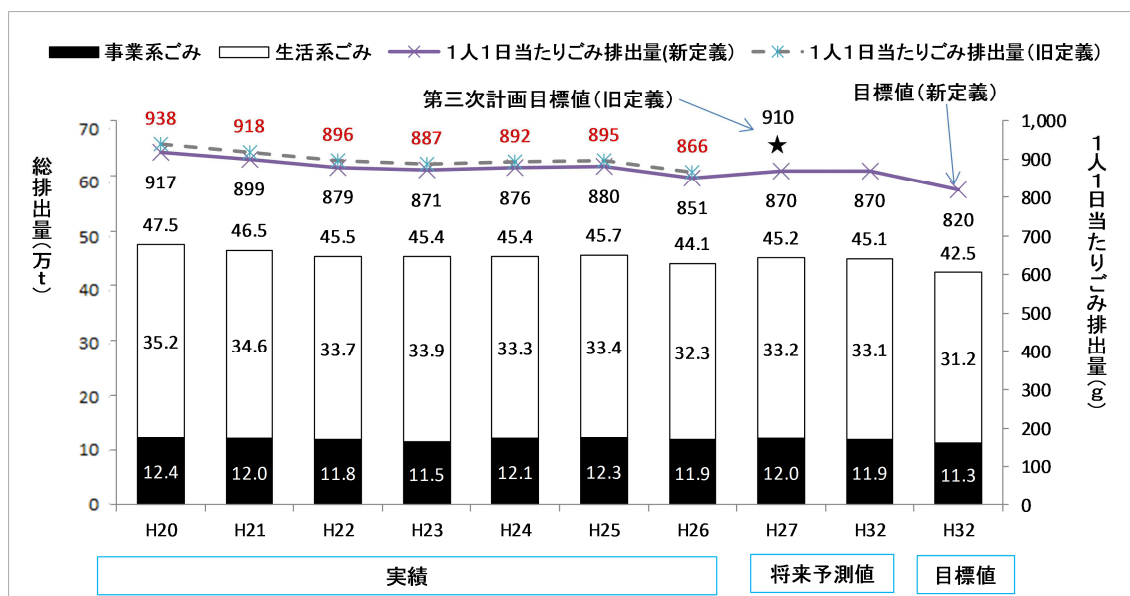
- 1 将来予測と計画の目標値等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 県政世論調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 環境審議会での審議経過等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

資料編 1 将来予測および計画の目標値等

(1) 一般廃棄物(ごみ)

① 目標値の考え方と設定根拠

【目標値】 1人1日当たりごみ排出量						
	実績 (H25年度)	実績 (H26年度)	予測値 (H32年度)	目標値 (H32年度)	項目の説明	方向
1人1日当たりごみ排出量(g)	880 (895)	851 (866)	870	820	総排出量(生活系ごみ(集団回収を含む)、事業系ごみ)を総人口(外国人人口を含む)および365(366)日で除した数値	↓
(*)は、旧定義による数値						
考え方	容器包装廃棄物や食品ロス等の食品廃棄物の削減などのリデュースとリユースの促進による排出量を削減する目標を設定したものの。					
設定根拠	第三次計画の目標達成状況	第三次計画では、平成20年度の938g(旧定義)から平成27年度までに910g(旧定義)まで削減する目標値を設定していました。 平成26年度実績は851g(新定義)(866g(旧定義))であり、第三次計画の目標値は、達成しています。				
	予測	生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量に分けて、1人1日当たりごみ排出量が最近の動向(平成23年度から平成26年度までの4か年平均値)で推移すると仮定して算出しました。				
	目標	目標値は、国の第三次循環型社会形成推進基本計画における廃棄物の減量化目標、廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標量との整合を図り、市町の一般廃棄物処理基本計画で計画された目標値や2Rの取組強化を踏まえ、1人1日当たりごみ排出量を820g(新定義)と設定しました。				

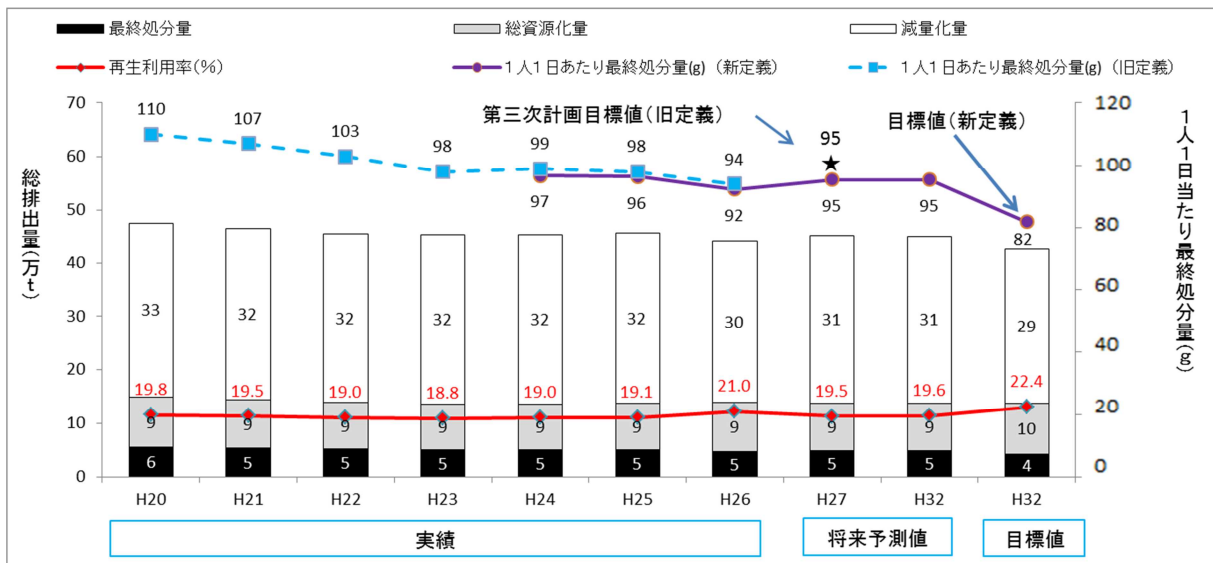


【目標値】 1人1日当たり最終処分量

	実績 (H25年度)	実績 (H26年度)	予測値 (H32年度)	目標値 (H32年度)	項目の説明	方向
1人1日当たり最終処分量(g)	96 (98)	92 (94)	95	82	最終処分量を総人口(外国人人口を含む)および365(366)日で除した数値	↓

()は、旧定義による数値

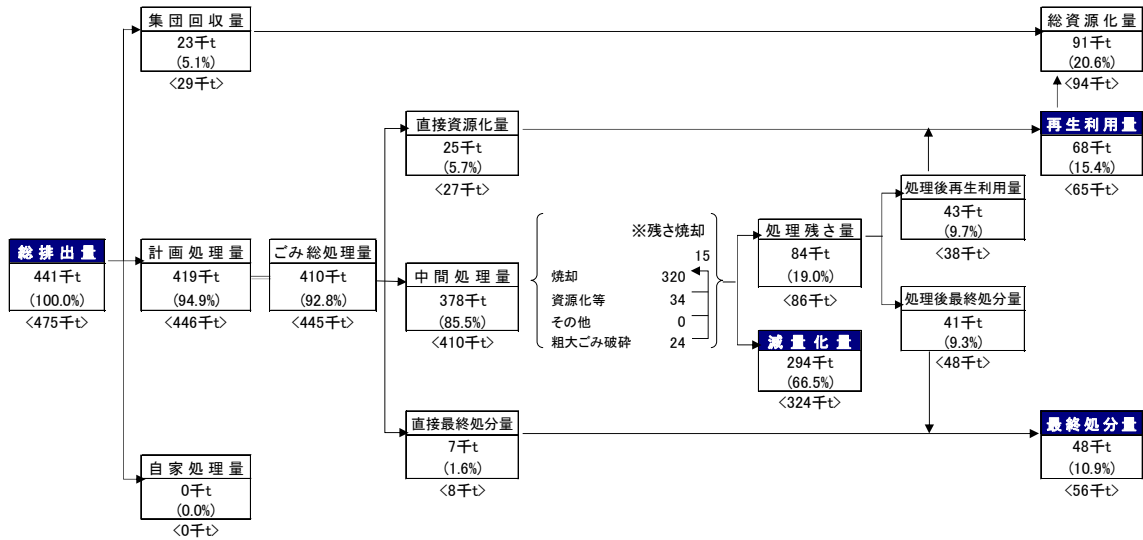
考え方	リデュースやリユースの取組のほか、紙ごみ等の分別、店頭回収の促進などのリサイクル推進により焼却ごみ量を削減し、最終処分量を削減する目標を設定したもの。	
設定根拠	第三次計画の目標達成状況	第三次計画では、平成20年度の110g(旧定義)から平成27年度までに95g(旧定義)に削減する目標値を設定していました。 平成20年度以降減少し、平成26年度実績は92g(新定義)(94g(旧定義))であり、第三次計画の目標値は達成しています。
	予測	総排出量に対する最終処分量の割合が最近の動向(平成23年度から平成26年度までの4か年平均値)により推移すると仮定して算出しました。
	目標	目標値は、国の第三次循環型社会形成推進基本計画における廃棄物の減量化目標、廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標量との整合を図り、市町の一般廃棄物処理基本計画で計画された目標値や2Rの取組強化やリサイクルのさらなる推進により、ごみ焼却量を削減することとし、1人1日当たり最終処分量を82g(新定義)と設定しました。



②目標値等の基礎とする廃棄物処理フロー

一般廃棄物の発生および処理・資源化

平成 26 年度の一般廃棄物の処理状況をみると、焼却、破砕等により中間処理されたものは 378 千 t、再生業者等へ直接搬入されたものは 25 千 t、直接最終処分されたものは 7 千 t となっています。総資源化量は、91 千 t となっています。直接最終処分と中間処理後の最終処分を合わせた最終処分量は 48 千 t となっており、総排出量の 10.9% となっています。



※1 < >内の数値は平成20年度値

2 中間処理量は一次処理のみの合計で残さ焼却量は含まない。

3 計画処理量は平成26年度に収集された量、ごみ総処理量は平成26年度に施設で処理された量であり、両者は一致しない。

図 一般廃棄物の発生および処理・資源化フロー (平成 26 年度)

【基本数値】総人口		
考え方	総人口の新定義は外国人人口を含む人口、旧定義は外国人人口の除く人口です。平成 27 年度および平成 32 年度の旧定義人口は、参考として将来においても総人口に対する外国人人口の割合が平成 25 年度と同様であると仮定して、総人口から外国人人口を除いた推計値。	
設定根拠	予測	総人口は、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に基づく、目標総人口を採用しました。
	目標達成時点	

【参考指標】総排出量（生活系ごみ、事業系ごみ）		
考え方	市町計画処理量および集団回収量の年間量を示すもの。	
設定根拠	予測	総排出量の予測は、生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量に分けて、1人1日当たりごみ排出量が最近の動向（平成 23 年度から平成 26 年度までの4か年平均値）により推移すると仮定した1人1日当たりごみ排出量に、目標総人口を乗じて算出したもの。
	目標達成時点	国の第三次循環型社会形成推進基本計画における廃棄物の減量化目標、廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標量との整合を図り、市町の一般廃棄物処理基本計画で計画された目標値や2Rの取組強化を踏まえ、平成 26 年度の総排出量 44.1 万 t に対して約 4%削減の約 42.5 万 t を目標達成時点の将来値としました。

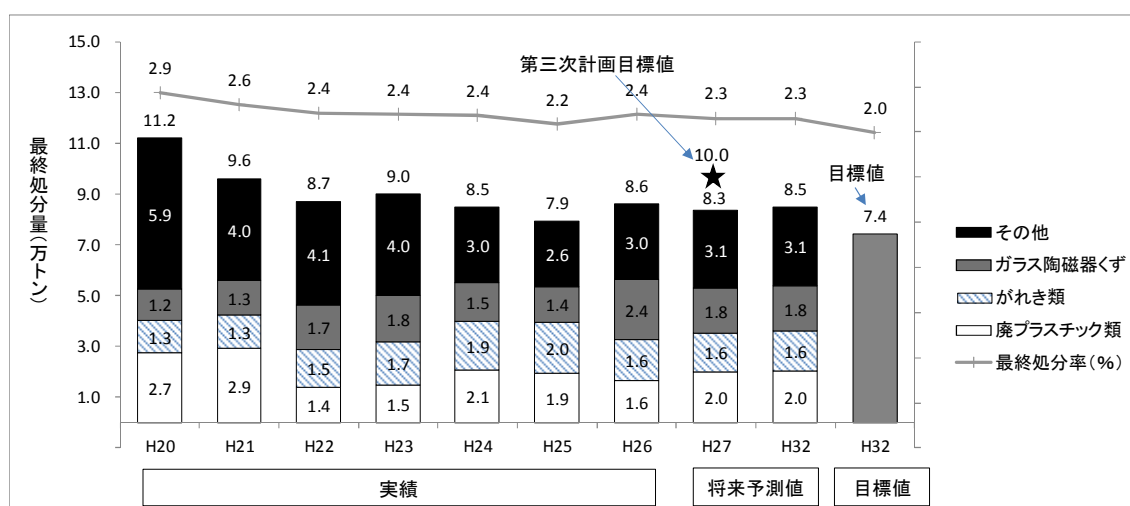
【参考指標】総資源化量（再生利用率）		
考え方	総資源化量は、市町計画処理および集団回収により再生利用された年間量。再生利用率は、総排出量に対する総資源化量の割合を示すもの。	
設定根拠	予測	総排出量に対する総資源化量の割合が最近の動向（平成 23 年度から平成 26 年度までの4か年平均値）により推移すると仮定し、予測の総排出量に乘じて算出したもの。
	目標達成時点	「雑紙のリサイクル」、「生ごみの堆肥化」、「多量排出事業者等事業系ごみの一般廃棄物許可業者を活用したリサイクル」、「集団回収の推進」等により、可燃ごみ中に含まれる紙類、厨芥類、プラ等の資源化が進展するものと仮定しました。 なお、市町の資源化量に含まれない店頭回収量については、平成 18 年度から平成 26 年度における回収品目別の実績量のトレンドから平成 32 年度を推計し、平成 26 年度実績からの増加量を総排出量および資源化量より除きました。 その結果、総排出量に対する総資源化量の目標達成時点の将来値は、約 9.1 万 t となり、再生利用率は 22.4%となりました。

【参考指標】最終処分量		
考え方		最終処分された一般廃棄物の年間量
設定 根拠	予測	総排出量に対する最終処分量の割合（最終処分率）が最近の動向（平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 か年平均値）により推移すると仮定し、予測総排出量に乗じて算出したもの。
	目標 達成 時	目標値の 1 人 1 日当たり最終処分量 82 g（新定義）に、目標総人口と年間日数を乗じて算出しました。

(2) 産業廃棄物

①目標値の考え方と設定根拠

【目標値】最終処分量						
	実績 (H25年度)	実績 (H26年度)	予測値 (H32年度)	目標値 (H32年度)	項目の説明	方向
最終処分量(万トン)	7.9	8.6	8.5	7.4	最終処分された産業廃棄物の年間量	↓
考え方	事業者によるリデュースやリサイクルの取組を引き続き促進し、排出量の抑制と再生利用率を向上させることにより最終処分量を削減する目標を設定したもの。					
設定根拠	第三次計画の目標達成状況	第三次計画では、平成20年度の11.2万tから平成27年度までに10.0万tまで削減する目標値を設定していました。 平成26年度実績は8.6万tであり、第三次計画の目標値は達成していません。				
	予測	最終処分量の予測は、将来見込まれる排出量（業種別・種類別）に対する最終処分量の割合（最終処分率）が直近3か年平均（平成24年度～平成26年度）と同じと仮定し、総排出量の予測に乗じて算出しました。				
	目標	目標値は、第三次循環型社会形成推進基本計画における廃棄物の減量化目標、廃棄物処理法基本方針における産業廃棄物の減量化の目標量との整合を図り、最終処分量の約5割を建設系廃棄物が占めていることから、建設リサイクル推進計画2014で計画された目標値に基づき、がれき類および建設系混合廃棄物の分別・選別の強化によるリサイクルの更なる推進等を行うことで最終処分量を7.4万tとする目標を設定しました。				



(2) 目標値等の基礎とする廃棄物処理フロー

産業廃棄物の発生および処理・資源化

平成 26 年度に発生した産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 3,609 千 t のうち、97.2% に当たる 3,507 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者により脱水、焼却等の中間処理をされて、そのうち 1,849 千 t (51.2%) が減量されています。

中間処理後の再生利用量 (1,601 千 t) と排出事業者等での直接再生利用 (74 千 t) を合わせた再生利用量は、総排出量の 46.4% に当たる 1,675 千 t となっています。

直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合わせた最終処分量は 86 千 t で、総排出量の 2.4% となっています。

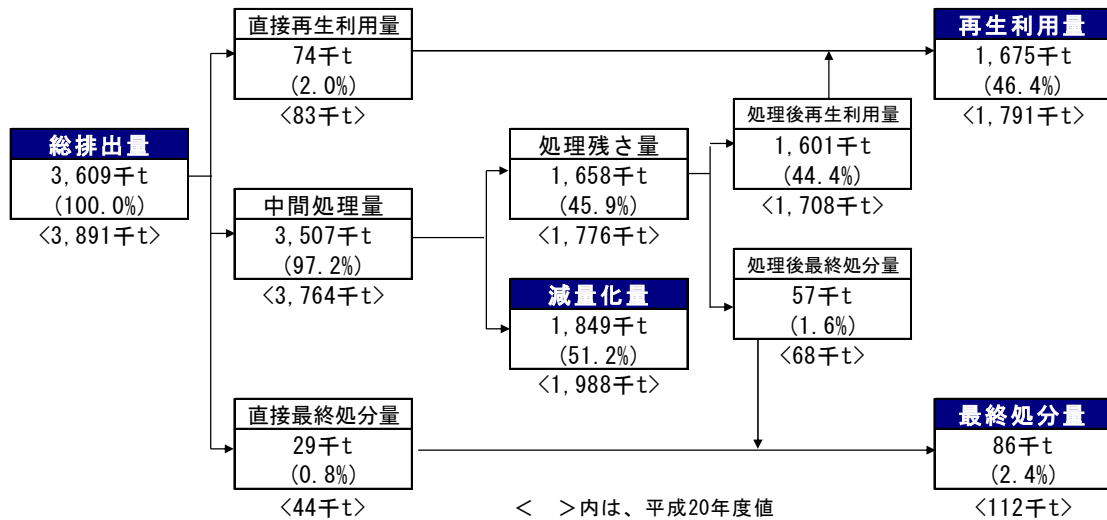
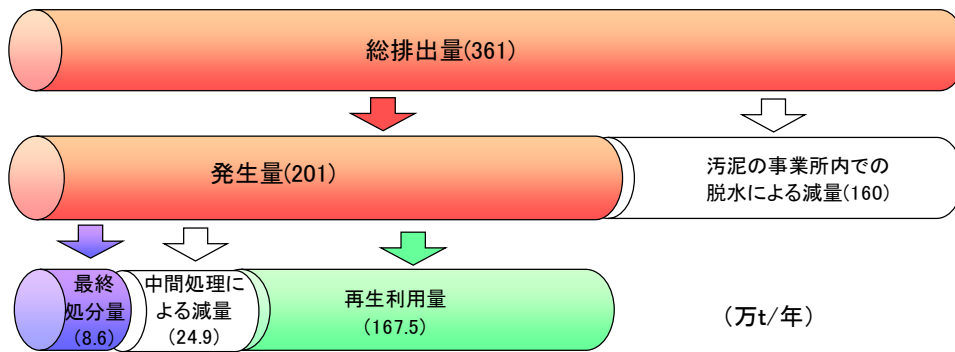


図 産業廃棄物の発生および処理・資源化フロー (平成 26 年度)

(3) 目標設定に当たって、その設定の基礎とした各種指標の考え方

産業廃棄物の各指標の関係

	平成	実績						第三次計画 の目標値・ 参考指標	将来予測値		目標値・ 参考指標	事業者 計画	循環型社 会形成推 進基本計 画*1	廃棄物処 理法基本 方針*2	
		20年	21年	22年	23年	24年	25年		26年	27年					32年
参考指標	総排出量(万t)	389	373	360	376	360	366	361	394	362	369	365	378		現状(H24:約 3億7900万t) より増加を約 3%に抑制
	農業	31	29	29	28	30	28	28		29	29				
	鉱業	36	29	32	36	34	33	32		33	33				
	建設業	103	103	91	113	106	118	102		103	104				
	製造業	107	104	103	92	84	76	85		83	87				
	水道業	97	95	92	95	93	99	100		100	101				
	その他	16	13	12	13	14	11	14		14	15				
参考指標	発生量(万t)	226	226	199	212	199	202	201	231	202	206	203			
参考指標	再生利用量(万t)	179	172	159	174	172	177	167	181	172	176	177			
参考指標	再生利用率(%)	46	46	44	46	48	48	46	46	48	48	49			56
★目標値	最終処分量(万t)	11.2	9.6	8.7	9.0	8.5	7.9	8.6	10.0	8.3	8.5	7.4		8.6	現状(1,300万 t:H24)を約 1%減
	最終処分率(%)	2.9	2.6	2.4	2.4	2.4	2.2	2.4		2.3	2.3	2.0			



発生量：総排出量のうち、汚泥については排出事業所内での脱水した後の量としたもの

図 産業廃棄物の各指標の構造（値は平成26年度）

【参考指標】総排出量		
考え方		産業廃棄物の年間の総排出量を示すもの。
設定 根拠	予測	<p>総排出量の予測は、業種別に行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業および鉱業 平成 22 年度から平成 26 年度の直近 5 年間の平均値で、平成 27 年度以降推移すると予測しました。 ●建設業 平成 21 年度から平成 25 年度までの元請完成工事高のトレンドを用いて予測しました。 ●上下水道業 各上下水道施設の将来（計画）見込み排出量を用いて予測しました。 ●製造業およびサービス業等 平成 21 年度から平成 25 年度までの県内総生産額のトレンドを用いて予測しました。
	目標 達成 時時	予測の総排出量はやや増加が見込まれますが、建設業および製造業等の排出事業者における発生抑制の取り組みを推進し、予測の総排出量の約 1 % 減の 365 万 t としました。

【参考指標】発生量		
考え方		総排出量のうち、汚泥については排出事業所内で脱水した後の年間量を示すもの。
設定 根拠	予測	各業種別の汚泥排出量に対する脱水による減量率が将来も現状（平成 26 年度）と同じであると仮定して予測を行いました。
	目標 達成 時点	<p>目標達成時の総排出量に対して、予測値と同率の減量率を乗じて算出しました。</p> <p>目標達成時の総排出量－（目標達成時の総排出量×汚泥脱水減量率（予測））</p>

【参考指標】再生利用量（再生利用率）		
考え方		がれき類および建設系混合廃棄物等の分別・選別によるリサイクルの推進による再生利用率の向上を示すもの。
設定 根拠	予測	総排出量の予測結果を基に、各業種別および種類別における総排出量に対する処理率が平成 24 年度から平成 26 年度の直近 3 年間の平均値で推移すると仮定して処理・処分量の予測を行いました。
	目標 達成 時点	<p>がれき類および建設系混合廃棄物について、建設リサイクル推進計画 2014 における目標の再生利用率を達成した場合の再生利用量としました。</p> <p>再生利用率は、目標達成時の再生利用量を、目標達成時の総排出量の目標値から算出しました。</p>

資料編 2 県政世論調査結果

県政世論調査結果について（第48回滋賀県政世論調査報告書P81～90）

循環型社会について（問19～23）

【結果概要】

1 調査目的

県民のごみ減量に対する意識や実践行動の状況等を把握することで、第四次滋賀県廃棄物処理計画の策定や各種施策の検討に当たっての基礎資料とする。

2 調査結果の分析・考察

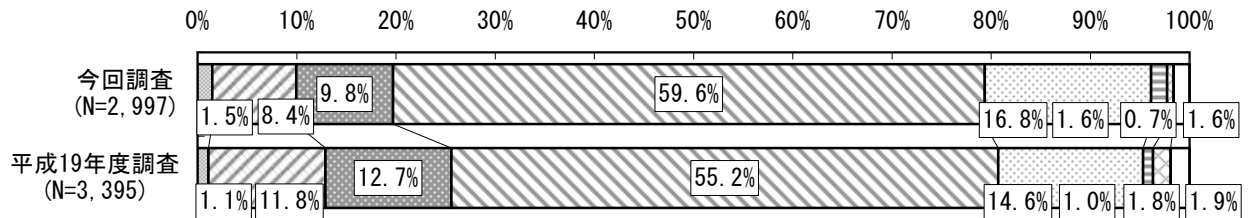
- ごみに対する意識（問 19、p. 81）では、「多少意識して、ごみを少なくする配慮やリユース（繰り返し使う）・リサイクル（再び資源として利用する）を心がけている」が 59.6%で最も多く、次いで「いつも、ごみを少なくする工夫とリユース・リサイクルを実行している」が 16.8%となった。平成 19 年度調査では同様に考える人の割合がそれぞれ 55.2%、14.6%だったことと比較すると、ごみを少なくする配慮や工夫をしている人が増加していることがうかがえる。
- ごみを少なくするために心がけていること（問 20、p. 83）では、「買い物袋を持参したり（レジ袋をもらわない）、余分な包装を断るようにしている」が 84.9%で最も多く、次いで「詰め替え製品をよく使うようにしている」が 68.3%となった。とくに前者は平成 19 年度調査結果と比較して 23.8 ポイント増加しており、買い物袋の持参や過剰な包装を断る心がけの浸透がうかがえる。
- ごみを少なくするために大切だと思うこと（問 21、p. 86）では、「再び資源として利用する：リサイクル」が 40.6%で最も多く、次いで「ごみを発生させない：リデュース」が 19.4%となった。
- 循環型社会づくりを進めることについての考え（問 22、p. 88）では、「多少手間や不便さはあるが、進めるほうがよい」が 44.4%で最も多く、次いで「積極的に進めるべきである」が 36.3%となっており、全体のおよそ 8 割の人が循環型社会づくりに肯定的な考えを示しているといえる。
- 環境保全行動の実施状況（問 23、p. 90）では、『行っている』が 80.9%、『行っていない』が 18.1%となった。過去の調査結果（『行っている』と答えた人の割合：平成 20 年度 46.1%、平成 24 年度 56.7%、平成 26 年度 66.5%）と比較すると、環境保全行動を行っている人は引き続き増加傾向を示している。

結果の詳細は、次のとおり。

【結果表・グラフ】

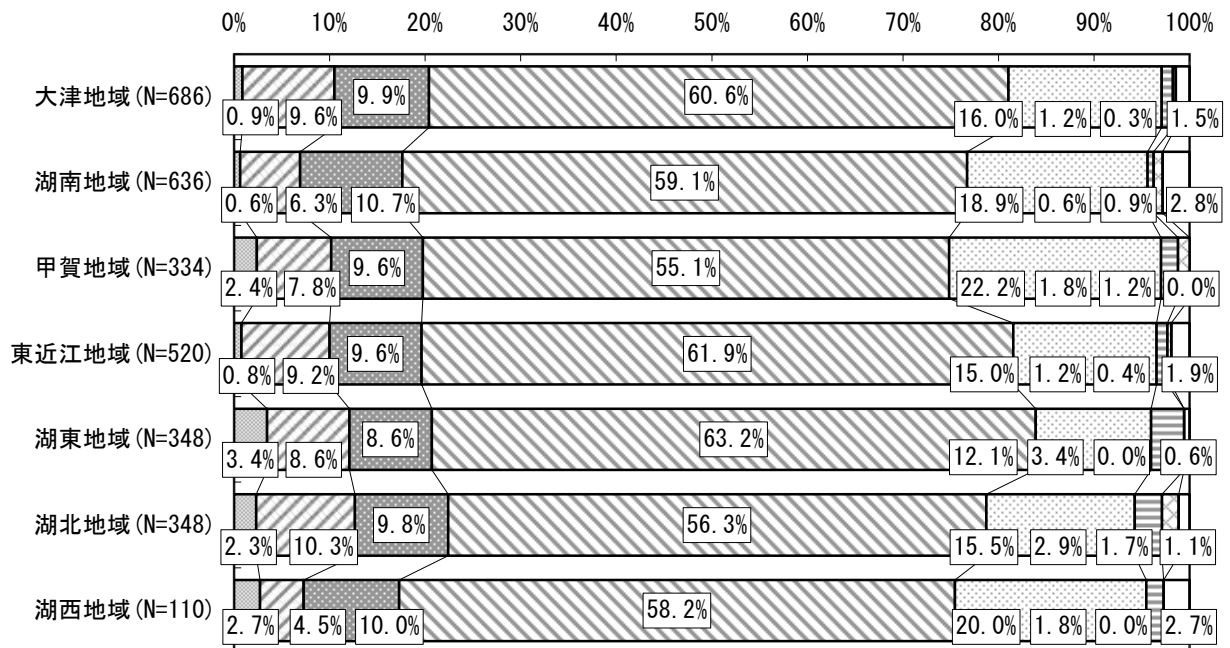
(1) ごみに対する意識

問 19 あなたは、日頃の暮らしの中で、ごみとどのように関わっていますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。(〇は1つだけ)



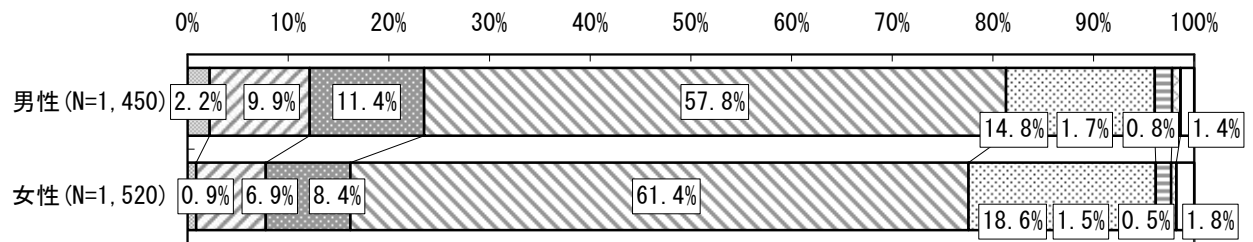
- ごみのことは考えず、多くのものを買って、多くのものを捨てている
- ごみの問題は気になるが、多くのものを買って、多くのものを捨てている
- ごみを少なくする工夫をしたいが、何をすればよいのかわからない
- 多少意識して、ごみを少なくする配慮やリユース・リサイクルを心がけている
- いつも、ごみを少なくする工夫とリユース・リサイクルを実行している
- よくわからない
- その他
- 不明・無回答

【地域別】



- ごみのことは考えず、多くのものを買って、多くのものを捨てている
- ごみの問題は気になるが、多くのものを買って、多くのものを捨てている
- ごみを少なくする工夫をしたいが、何をすればよいのかわからない
- 多少意識して、ごみを少なくする配慮やリユース・リサイクルを心がけている
- いつも、ごみを少なくする工夫とリユース・リサイクルを実行している
- よくわからない
- その他
- 不明・無回答

【性別】

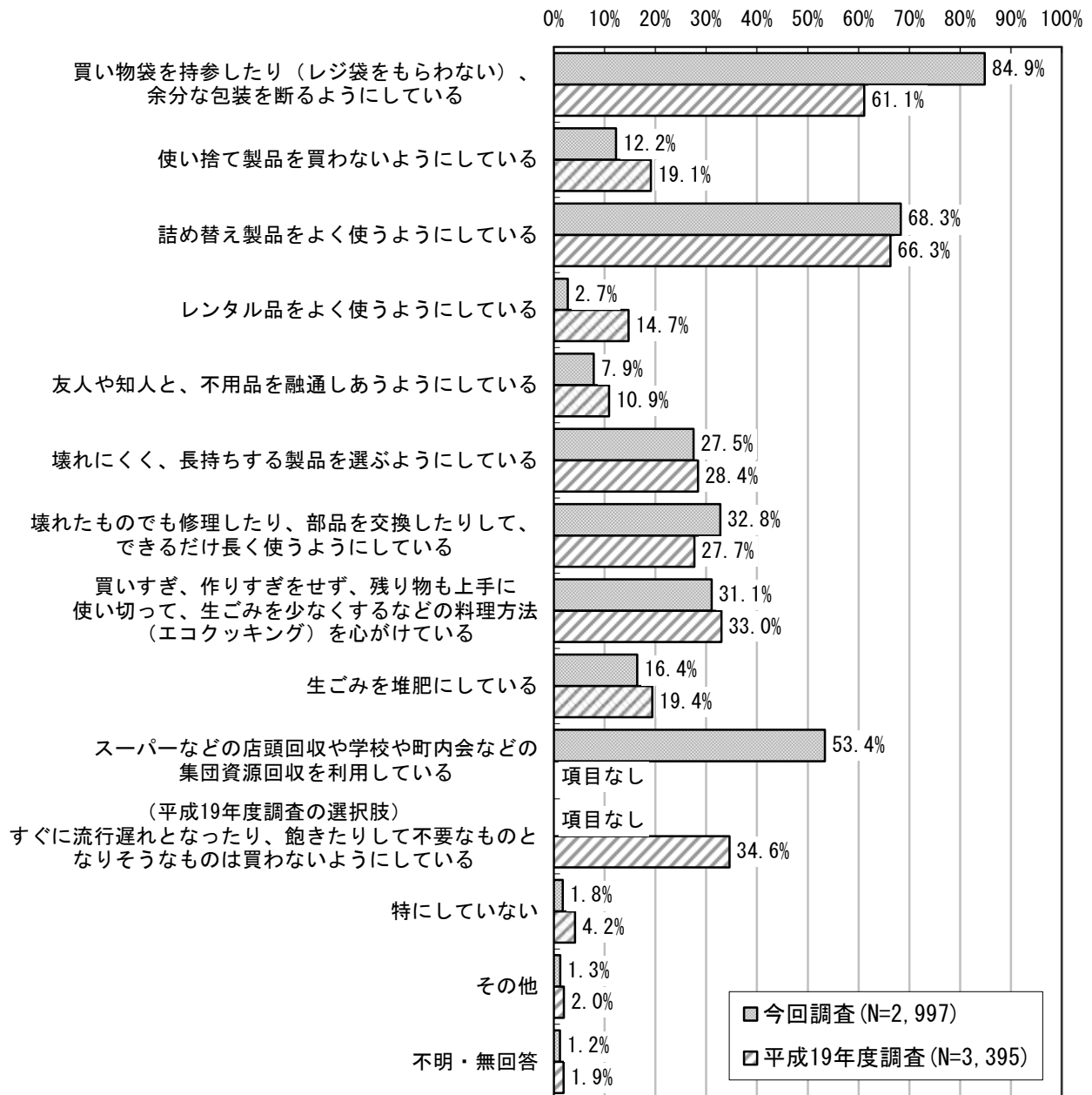


- ごみのことは考えず、多くのものを買って、多くのものを捨てている
- ▣ ごみの問題は気になるが、多くのものを買って、多くのものを捨てている
- ごみを少なくする工夫をしたいが、何をすればよいかわからない
- ▣ 多少意識して、ごみを少なくする配慮やリユース・リサイクルを心がけている
- ▣ いつも、ごみを少なくする工夫とリユース・リサイクルを実行している
- よくわからない
- ▣ その他
- ▣ 不明・無回答

(2) ごみを少なくするために心がけていること

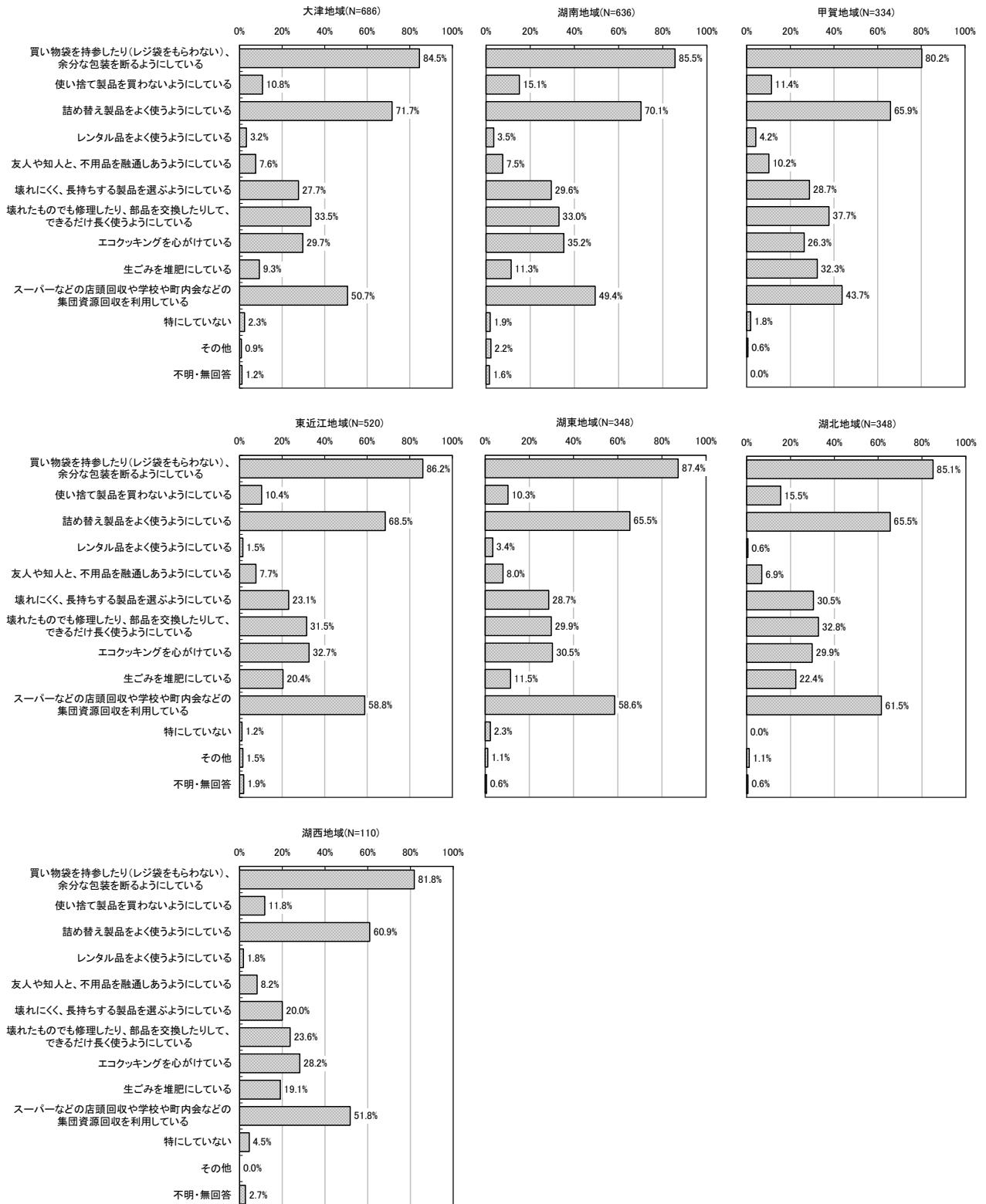
問 20 あなたが日頃の暮らしの中で、ごみを少なくするために心がけていることは何ですか。
(〇はいくつでも)

[複数回答]



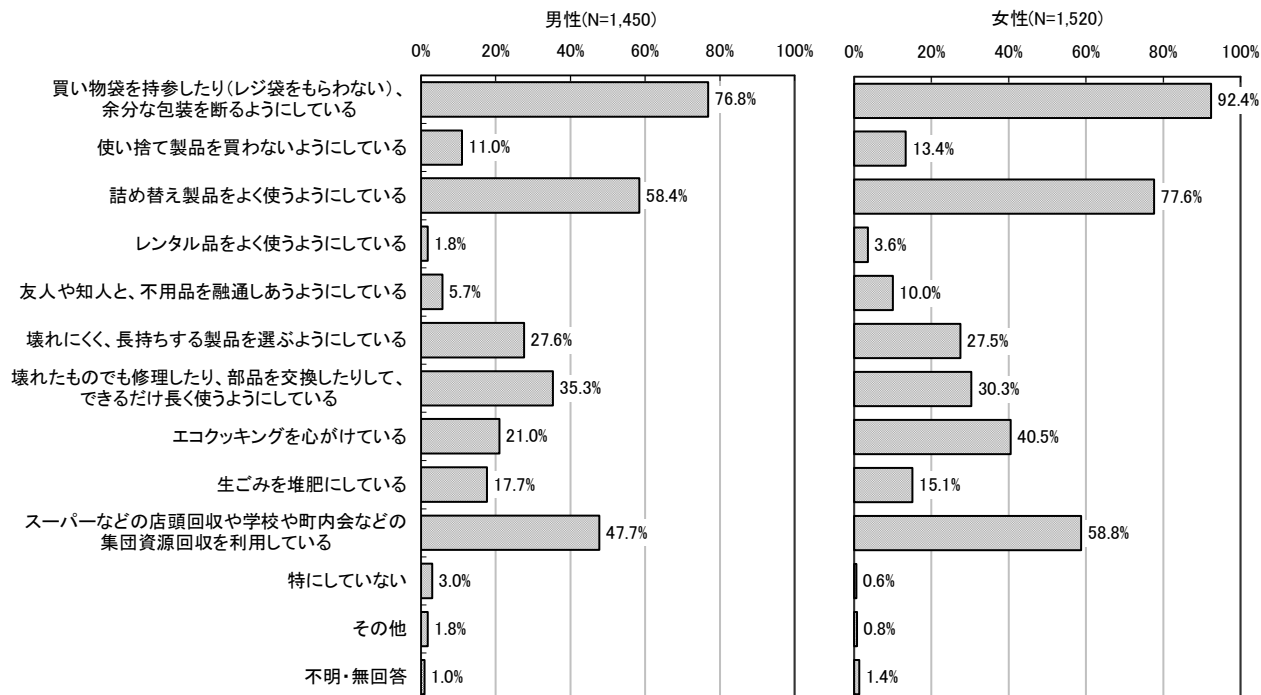
【地域別】

[複数回答]



【性別】

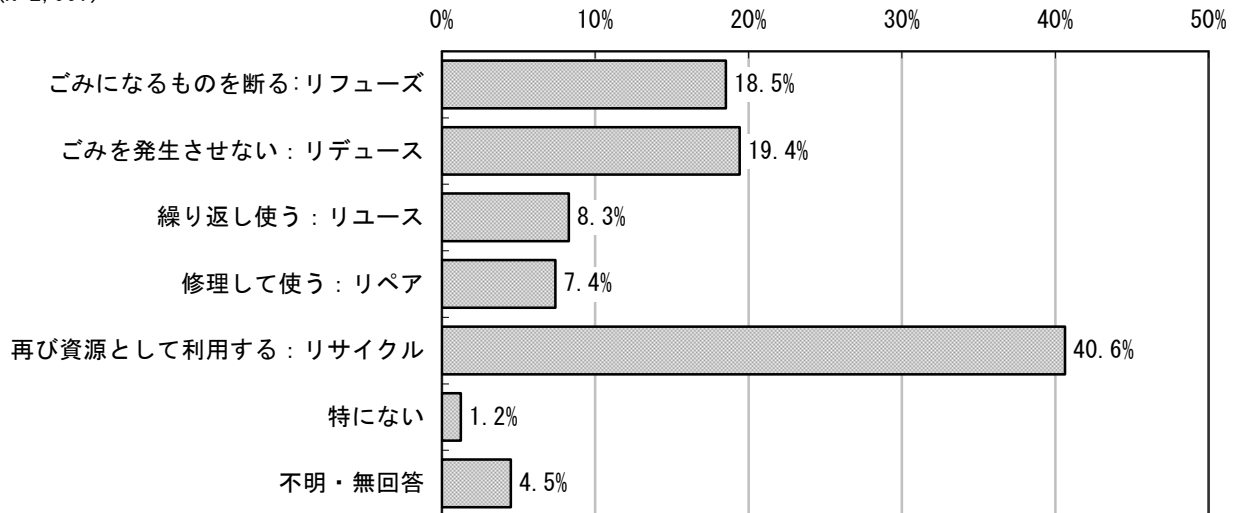
[複数回答]



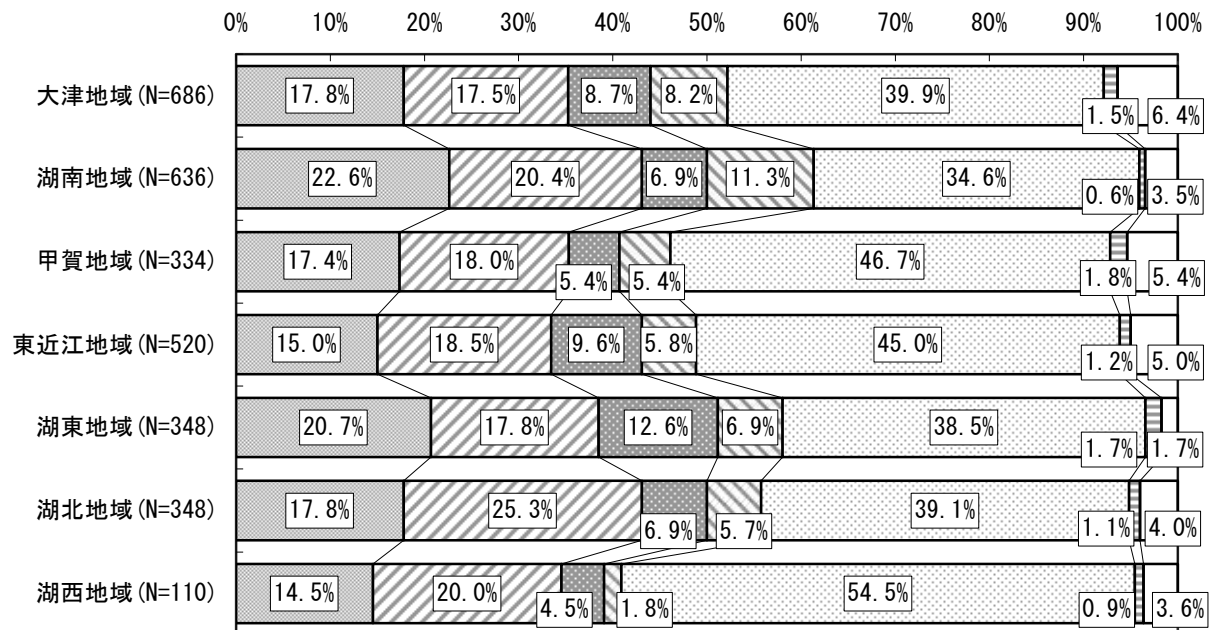
(3) ごみを少なくするために大切だと思うこと

問 21 あなたが、ごみを少なくするために最も大切だと思うことは何ですか。(〇は1つだけ)

(N=2,997)

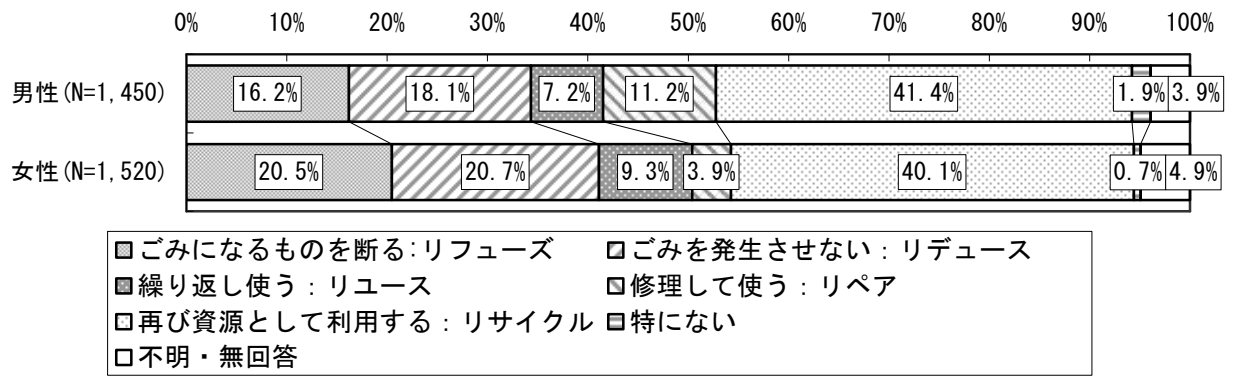


【地域別】



ごみになるものを断る：リフューズ ごみを発生させない：リデュース
 繰り返し使う：リユース 修理して使う：リペア
 再び資源として利用する：リサイクル 特にない
 不明・無回答

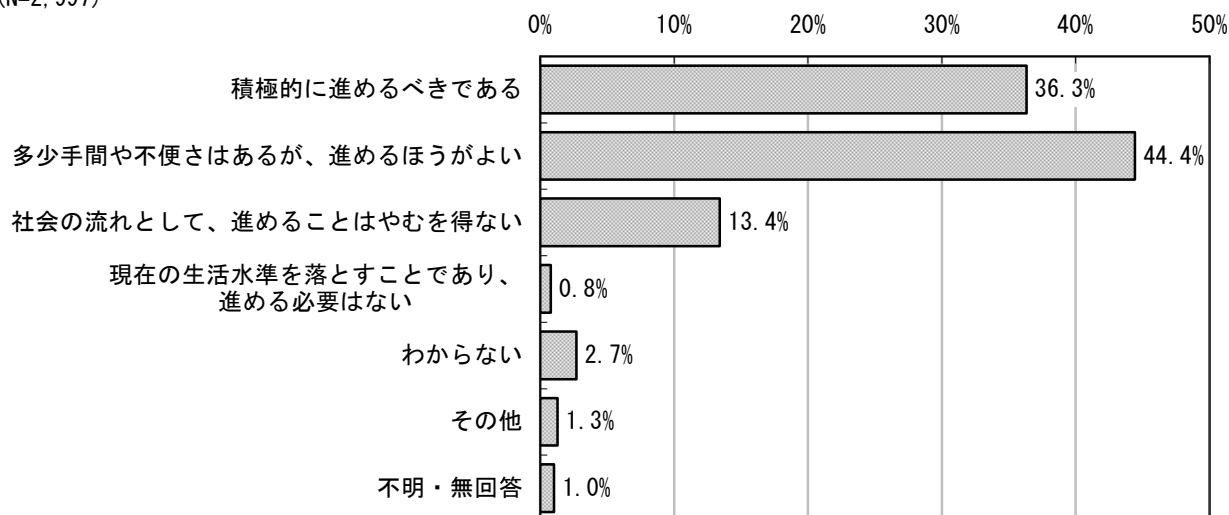
【性別】



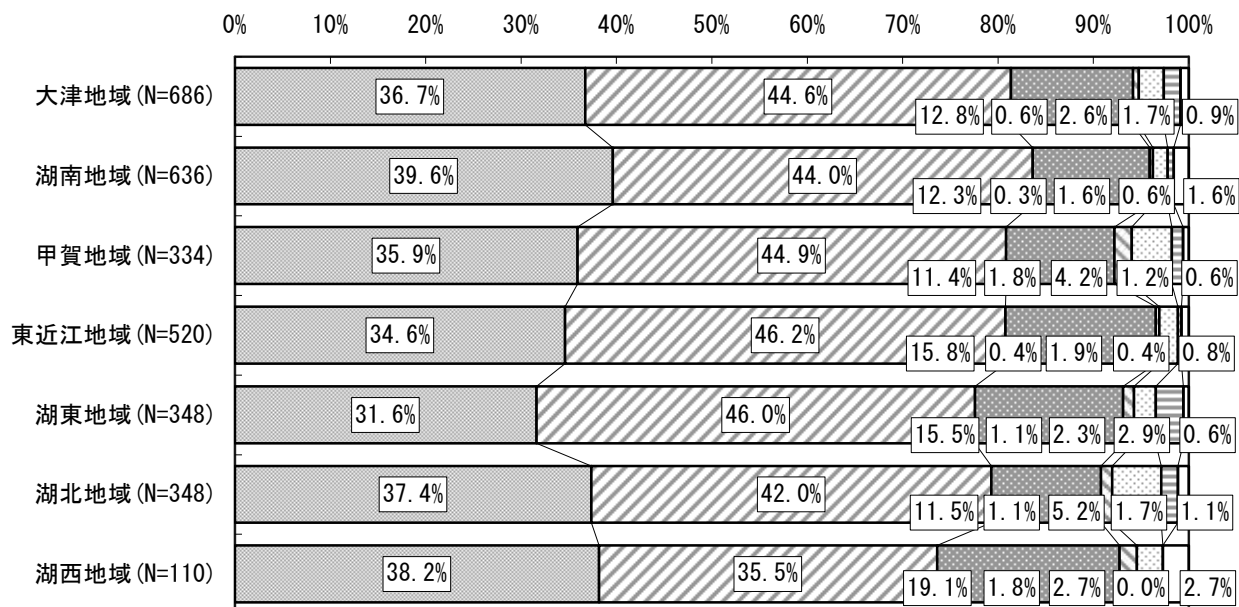
(4) 循環型社会づくりを進めることについての考え

問 22 これまでの大量に生産し、消費、廃棄する社会を見直し、廃棄物（ごみ）の排出を抑え、再使用や廃棄物を資源として活用する資源循環の取組を進めることで、環境への負荷が少ない社会（循環型社会）づくりを進めていくことについて、あなたの考えに最も近いものを選んでください。（○は1つだけ）

(N=2,997)

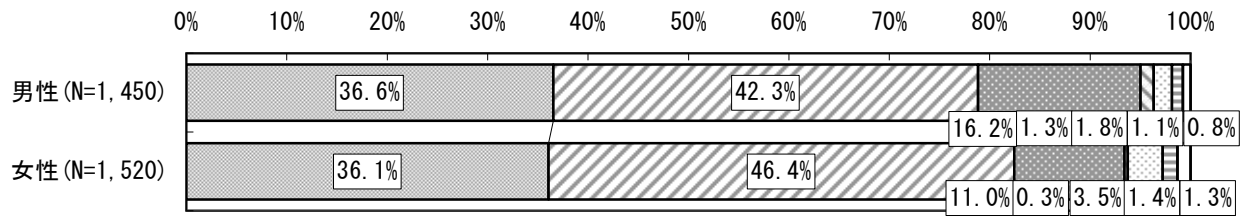


【地域別】



- 積極的に進めるべきである
- 多少手間や不便さはあるが、進めるほうがよい
- 社会の流れとして、進めることはやむを得ない
- 現在の生活水準を落とすことであり、進める必要はない
- わからない
- その他
- 不明・無回答

【性別】



- 積極的に進めるべきである
- ▨ 多少手間や不便さはあるが、進めるほうがよい
- ▩ 社会の流れとして、進めることはやむを得ない
- ▧ 現在の生活水準を落とすことであり、進める必要はない
- わからない
- ▤ その他
- 不明・無回答

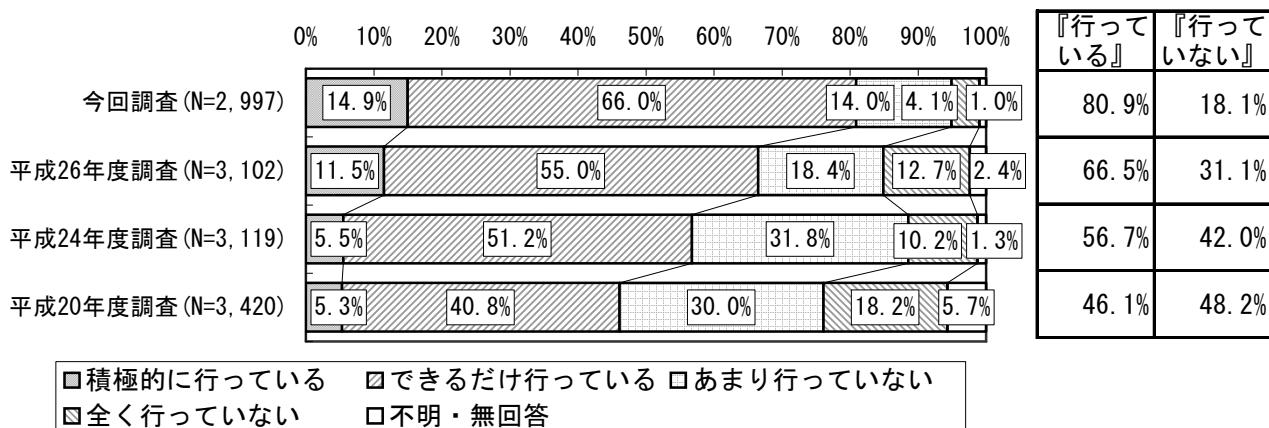
(5) 環境保全行動の実施状況

問 23 あなたは、日頃、環境保全行動※を行っていますか。(○は1つだけ)

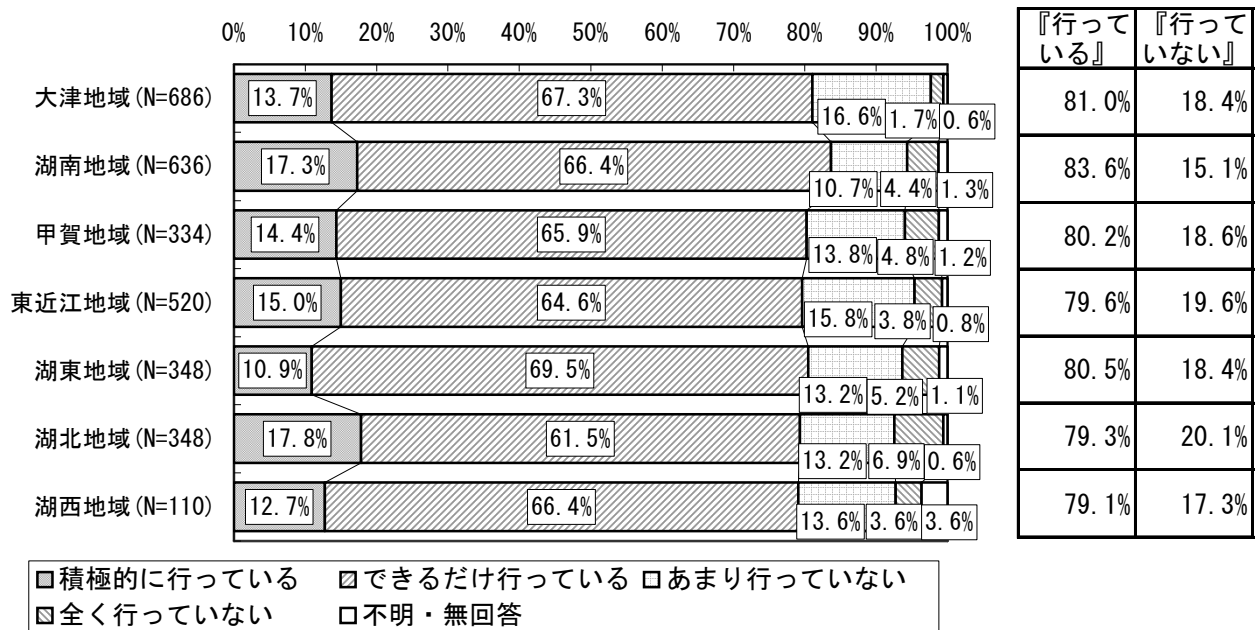
※ 環境保全行動…琵琶湖の清掃やヨシ刈り体験への参加、レジ袋をもらわないなど、環境の保全のために行われる行動のこと

※ 『行っている』: 「積極的に行っている」と「できるだけ行っている」の合計

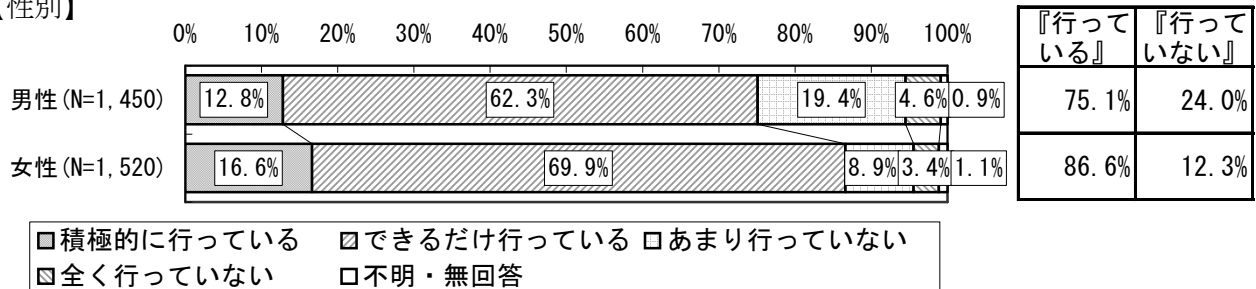
※ 『行っていない』: 「あまり行っていない」と「全く行っていない」の合計



【地域別】



【性別】



資料編3 環境審議会での審議経過等

第四次滋賀県廃棄物処理計画策定に係る滋賀県環境審議会での審議経過

日時	経過
平成27年3月17日	●知事から環境審議会会長へ諮問
平成27年3月26日	○第四次滋賀県廃棄物処理計画の策定について ○第三次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について
平成27年6月2日	○滋賀県の廃棄物処理の現状と課題等について
平成27年9月8日	○第四次滋賀県廃棄物処理計画（骨子案）について
平成27年11月20日	○第四次滋賀県廃棄物処理計画（素案）について
平成28年2月5日	○第四次滋賀県廃棄物処理計画（答申案）について
平成28年2月15日	●環境審議会会長から知事へ答申

滋賀県環境審議会 廃棄物部会委員（平成28年3月現在）

氏名	主な職	備考
奥田 克実	一般社団法人滋賀県建設業協会推薦者 (一般社団法人滋賀県建設業協会副会長)	
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授	
金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授	部会長
桑野 園子	大阪大学名誉教授	
芝原 茂樹	一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会理事	
関 総一郎	近畿経済産業局長	
橋本 征二	立命館大学理工学部教授	
秀田 智彦	近畿地方環境事務所長	
福井 正明	高島市長	
藤澤 直広	滋賀県町村会副会長（日野町長）	
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授	
山田 邦博	近畿地方整備局長	
吉原 福全	立命館大学理工学部教授、 エコテクノロジー研究センター長	

(五十音順)

<諮問文>

滋 循 第 2 9 5 号
平成 27 年(2015 年) 3 月 17 日

滋賀県環境審議会
会長 森澤 眞輔 様

滋賀県知事 三日月 大造 

第四次滋賀県廃棄物処理計画について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下、「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 では、都道府県は廃棄物の減量その他適正処理に関する計画を定めなければならないとされており、本県では平成 23 年度に貴審議会の答申を受けて「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制や再使用に重点をおく 3 R 取組の促進や適正処理の徹底に努めてきたところです。

このような中、昨年、本県では環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた滋賀県環境総合計画を改定し、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」を目指すべき将来の姿とした上で、環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現を目標の一つとしました。また、国においては、平成 25 年 5 月に循環型社会形成推進基本計画が改定され、持続可能な循環型社会を形成するために、廃棄物の最終処分量の削減など循環の量に着目した施策に加え、循環資源等の高度利用・資源確保など循環の質にも着目した取組を進めることとされているところです。

このような状況を踏まえ、新たに平成 32 年度を目標年度とする次期廃棄物処理計画を策定することとし、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

<答申文>

滋 環 審 第 5 号
平成 28 年(2016 年) 2 月 15 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県環境審議会 会長 森澤 眞輔 印

第四次滋賀県廃棄物処理計画の策定について (答申)

平成 27 年(2015 年) 3 月 17 日付け滋循第 295 号で諮問されたこのことについては、当審議会で慎重に議論を重ね、別添のとおり審議結果を取りまとめましたので、答申します。

つきましては、計画策定にあたり、この答申をできる限り反映し、循環型社会の形成に向けて、滋賀県における廃棄物処理や資源循環に関する対策を総合的かつ計画的に推進されることを期待します。

第四次滋賀県廃棄物処理計画

平成 28 年 7 月発行

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL (077) 528-3477

FAX (077) 528-4845

